

街道の諸相

小田 忠

はじめに

物見遊山の旅であつても、住み慣れた居住空間から離れ、旅に出ると文献にはない現実に出くわす事もある。商用でも、旅行者以外でも同じである。

街道での出来事として、温泉地、宿、宿引き、宿の食事、先触を取り上げ、街道筋の仕事をしている人達の日記を源泉に街道に起こったさまざまな事象から、街道に付着する人間模様について見てみたい。

宿の実態

江戸期の旅行記を見ると、宿の記述、風景の様、街道で遭遇する宿引き、街道では不可欠な関所や番所などが簡単にまとめられているが、細部の描写が欠けている。

宿に宿泊するのに宿の実態が希薄である。船宿・飛脚宿・商人宿・下宿など思いつくがこれも同様で不明なことがたくさんある。大阪本屋仲間から出版された『校本難波丸綱目』に安永版「難波丸綱目」がある。ここには大阪の経済活動を示す記事で溢れている。宿の綱目には、旅籠屋、諸方郷宿、東西御番所下宿、諸国商人宿、諸国船宿、諸国飛脚宿とある。「諸国問屋并船宿」には日本全国の船宿を網羅している。今、煩をいとわず紹介すると、「和泉問屋同船宿、摂州問屋同船宿、播磨問屋同船宿、備前問屋同船宿、備中問屋同船宿、備後問屋同船宿、芸州問屋同船宿、周防問屋同船宿、長門問屋船宿、紀州問屋同船宿、淡路問屋同船宿、阿波問屋同船宿、讃岐問屋船宿、伊豫問屋船宿、土佐問屋同船宿、丹後問屋同船宿、但馬問屋、因幡問屋同船宿、伯耆問屋同船宿、出雲問屋同船宿、石見問屋同船宿、隠岐船宿、

若狭問屋船宿、越前問屋同船宿、加賀問屋同船宿、能登問屋同船宿、越中問屋同船宿、越後問屋同船宿、出羽問屋、奥州問屋、松前問屋、豊後問屋同船宿、豊前問屋同船宿、筑前問屋同船宿、筑後問屋同船宿、肥前問屋同船宿、長崎問屋、肥後問屋船宿、日向問屋同船宿、大隅問屋、薩摩問屋同船宿、老岐問屋、対馬問屋、伊勢問屋、尾張問屋同船宿、駿河問屋、三河問屋、遠江問屋、江戸問屋」この資料には北海道・東北を除くほとんどの地域と取引をしているが、問屋であつても船宿の無い所もある。「但馬問屋、出羽問屋、奥州問屋、松前問屋、長崎問屋、大隅問屋、老岐問屋、対馬問屋、伊勢問屋、駿河問屋、三河問屋、遠江問屋、江戸問屋」となっている。江戸に対しては取引量も多く船宿がないのは合点がいかない。飛脚宿も随分あり「諸国飛脚宿」として独立した大きな項目を立てている。その内容は、「江戸飛脚屋、京飛脚屋、奈良飛脚、丹波・丹後・丹馬駕籠飛脚出所、伊賀飛脚、大和飛脚、大和高田・八木今井飛脚大和吉野飛脚、紀州飛脚、和泉飛脚、高野飛脚、伊丹池田富田茨木西宮兵庫尼崎飛脚、有馬飛脚、摂州飛脚、江州筋飛脚」などが飛脚宿として紹介している。他に宿として「伊勢御師宿、石清水八幡宿、近江八幡宿、高野山あたご山宿、熊野那智本宮宿」これらは飛脚宿というよりは、寺社参詣と密接に関係した宿ではないだろうか。

同じ本で、年代が三十年程遡って延享版「改正増補難波丸綱目」から列挙する。

「諸国問屋并船宿」として「陸奥国問屋 船宿、松前、出羽国、駿

河遠江国問屋、尾張国問屋船宿、伊勢国志摩国船屋、加賀能登越中国問屋 船宿、越後国問屋 船宿、越前国問屋 船宿、若狭因幡国問屋 船宿、丹後国問屋 船宿、但馬国問屋 船宿、石見国問屋 船宿、出雲国問屋 船宿、伯耆隠岐国問屋 船宿、摂津国問屋 船宿、和泉国問屋 船宿、紀伊国問屋 船宿、土佐国問屋 船宿、伊豫国問屋 船宿、讃岐国問屋 船宿、阿波国問屋 船宿、淡路国問屋 船宿、播磨国問屋 船宿、備前国問屋 船宿、備中国問屋 船宿、備後国問屋 船宿、安芸国問屋 船宿、長門国問屋 船宿、豊前国問屋 船宿、豊後国問屋 船宿、肥前国問屋 船宿、筑前国問屋 船宿、筑後国問屋 船宿、日向国問屋 船宿、大隅薩摩国問屋 船宿、老岐国問屋 船宿、対馬国問屋、周防国問屋 船宿、肥後国船宿」とある。資料中、問屋という言葉は省略されているが、問屋であつても船宿のないのは「関東筋問屋、松前、出羽国、駿河・遠江国問屋、対馬国問屋」とほぼ日本を網羅している。更に「諸国飛脚宿」として多くの宿と飛脚という立場を勘案すれば飛脚宿以外に一般の旅籠も利用しているのは理解できる、不便な山手に仕事に行き、飛脚宿がなく、旅籠に泊るのは通常の事である。

「江戸飛脚屋十三軒、京飛脚十九軒、毎日出江戸飛脚一軒、伊勢尾張飛脚二軒、奈良飛脚四軒、但馬丹後丹波飛脚二軒、伊賀飛脚一軒、大和飛脚七軒、同高田八木今井飛脚二軒、同吉野下市飛脚二軒、紀州飛脚五軒、和泉飛脚一軒岸和田・貝塚・佐野・信達・山口・山中、高野飛脚二軒、伊丹池田飛脚五軒、有馬飛脚三軒、摂州三田飛脚一軒、

同兵庫飛脚一軒、江州大津・日野・彦根飛脚一軒、摂州高槻飛脚一軒、播州姫路明石飛脚一軒、同龍野飛脚一軒、同三木飛脚一軒、同粟飛脚一軒、因幡鳥取伯耆米子飛脚一軒、河州八尾・平野・久宝寺飛脚一軒、長崎飛脚宿二軒、京呉服飛脚三軒、同魚荷飛脚（八百ヤ町二アリ）、伊勢御師宿十六軒、同内宮御師宿二軒、高野山あたこ山二軒、熊野那智本宮宿一軒、長崎下ノ関小倉船一軒、西国筋日限請負船出所一軒、讃州金比良船出所二軒、四国切手出所二軒、遠国飛脚宿一軒（越後出羽下筋庄内鶴岡酒田秋田夕津軽迄）、御大名入足請負方十二軒、御大名方奴入口四軒、八軒屋旅籠屋十軒、長町旅籠屋十軒（道者宿日本橋北詰十二軒・同南詰五十三軒）、村々庄屋宿三十八軒、東西御番前下宿（東下宿十一軒・西下宿七軒）、遊山茶屋之分（曾根崎新地・堀江・西高津新地・道頓堀他）、湯風呂屋（湯屋株二十二・但湯屋名目八持主勝手二付而也）、風呂屋之分（堂島新地株三・道頓堀株六）、髪結床（本株百七十軒・野床十五軒）、道頓堀芝居之分、傾城屋」など、この中には到底宿と認められない場所もある。宿の記述があっても私たちが想像している宿舎だけの意味ではなく、精選版『日本国語大辞典』³⁾によると家の戸、家すみか、一時的に泊るところ、家の主人、実家、ある目的をもって人が寄り集まり、出入りする家屋、揚屋などがある。沢山の意味を持っていることがわかる。

因みに『旧聞日本橋』⁴⁾は昭和十年（一九三五）に岡倉書房から刊行されたが、元は、昭和三年（一九二八）七月創刊に「女人芸術」の四年四月号より七年（一九三二）五月号まで少女期を回想して執筆され

た。長谷川時雨は明治十二年（一八七九）の誕生だから明治二十年（一八八七）から三十年（一八九七）迄の東京の出来事だろうと推測する。その本には、「私の父の俵をうけもって、他に曳子を大勢おいていた俵宿があった。」（町の構成）、「小伝馬町の牢屋から、引廻しの出る時の御用を勤めるといふ、特別の役をもっている荷馬の宿があったから」（大門通り界限一束）とある。

長谷川時雨の見聞した俵宿も荷馬の宿、双方は店と考えた方が自然である。

一人宿と連泊

右に掲げた資料の宿以外に民俗学者の宮本常一は『日本の宿』⁵⁾の中でびつくりするような宿を紹介している。善根宿・流人の宿・湯の宿・盗人宿など、宿本来の目的を持っている。これらの宿は言葉からは、想像がつくが細部にまでこだわるとどのような宿かわからない。それに、旅籠屋の実態が不明である。旅人相手に客引きをしたり、旅籠前で客の袖を引く袖引きや留女たち、街道で自店をアピールする札を配ったり旅人を勧誘する宿引きは、旅人を困らせるほど多くいた。また、宿泊時も通常一泊だが連泊をする場合は届ける必要があった。

『宿場と街道』⁶⁾には「宿泊人があれば宿帳に記録しておくことが必要であり、一人旅の者や怪しげな者の場合には宿役人に届けておく必要があった」。宿泊人を宿帳に記録しておくことも、怪しい者と判断

したら、宿役人に届ける意味は良く伝わってくるが一人旅の者も同様に見られていたことは理解に苦しむ、二人以上の者には宿泊させるといった所だろうか。『徳川禁令考』第六集「郵駅及行旅統令」に天保六年（一八三五）十一月廿二日に「壹人旅之者止宿之儀二付書上」として次の一文がある。

乍恐以書付奉申上候

旅人宿行事小傳馬町三丁目吉兵衛店又七奉申上候、私共八渡世、

旅人留方之儀御尋御座候二付、是迄心得方之儀一ト通奉書上候得共、先例駈と相分兼候間、猶又道中筋宿々振合取調候處、往古高木伊勢守様道中御奉行御勤中御觸渡有之、右御觸書之趣、写左之通

旅人宿の行事をしている小傳馬町三丁目の吉兵衛店の又七が申上げるのは、私達旅人宿を営んでいる者達が旅人を宿泊させることについてお尋ねしたいのです。是迄の心得として一通り書き上げてきました。先例で判断しがたいことがあります。道中筋の宿の状況を調べたところ、往古（貞享四年（一六八七）卯十一月廿七日）に高木伊勢守様が道中御奉行の時、御觸があり、その写しは左の通りです。

道中筋おみて、壹人旅二八宿貸不自由、粗相聞候、不倉議二而壹人旅人二宿貸自然六ヶ敷有之候得共、如何二存、吟味も不仕、お

しなべて壹人旅人江八宿貸不申様聞、不届二候、自今以後、不審成もの二而無之候ハ、壹人旅たりとも、一夜泊り八宿可仕候、急用有之、かるくいたし旅行可仕ものも、あまねく可有之間、道つれも有之、重き旅人より壹人旅ハ一人心をも添、不自由無之様二可致事、（中略）何事よらず旅人不自由成様子令露頭ハ、可為曲事、勿論宿々旅籠屋共呼寄、銘々可申渡候、（中略）

貞享四年卯十一月廿七日 高 伊勢印 五街道 宿々

道中筋において、壹人旅の者には宿を貸さない。それは粗相がある」と聞いていた。詮議をせずに壹人旅に宿を貸すと自然にむづかしいことが起きる、どのように対応するか、吟味もせずに総て旅人に宿を貸さないようになってきた。これはよくない、と今後は不審な者でない限り、壹人の旅人といえども一夜泊りは可能にするべきである。急用があつて軽旅行をする者も総て広く宿泊させるべきで、道連れもあれば重い旅人より一人旅の泊りも不自由のないようにするべきである。自分がむづかしいことに嫌気をさして何事によらず旅人が不自由になる様子が露頭する事は、よくないことで宿々の旅籠屋を呼びよせて申渡した。

下ヶ札があつて、従前は一人旅の者でお咎めを受けた者は、所の役人に届をせず止宿した者で、このようなことは、道中筋旅籠屋共並びに私共仲間にも類例があると言っている。

止宿に係ることで、『江戸の旅』にも「しかも貞享（一六八四

―八八―頃までは一夜泊りが原則で一人旅は拒否される始末。宿の主人に怪しいと睨まれれば、直ちに代官や領主に届けられるということ⁹で、前述を認めている。

下ヶ札に従えば、一人旅でも届を済ませば宿泊できた。だが地域によつては、「宿の主人に怪しいと睨まれれば、直ちに代官や領主に届けられるということ⁹で、「このような事態に及ぶことは旅日記が教えてくれる。しかし、怪しいと思われるも所の役人に届け出ることもなかった。止宿できないのは、宿が役人への情報提供が面倒なので、ただ体よく宿泊を断つただけである。

出典が不明だが『大阪市史』⁹には更に古い史料がある。

「慶安二年(一六四九) 補觸一五、丑八月四日 旅籠屋仕置之事」として三ヶ条の觸を出している。これは「御捌書写記」の中からの引用である。この史料の出典はよくわからないが、慶安二年は、一六四九年だから貞享四年(一六八七)とは三十八年の隔りがある。三ヶ条の内容は左記に示す。

一 壹人者奉公人ニても町人ニても、一夜八宿をかすへし、壹人もの一日も逗留致させ候ハ、曲事たるへき事

一 二三人たりといふとも、不審成もの来ら八宿を借置、此方へ其宿主壹人ひそかに可申事

一 手負候もの来ら八留置、急度可申事(来脱)

右之通申出上ハ、壹人もの二宿わかし、其者科人たりといふと

も、一夜之宿八宿主可令赦免、逗留致させ候ハ、其科盾へあらす、飛脚其外壹人もの往還自由のため如斯申出者也、

貞享四年卯十一月廿七日に高木伊勢守が御觸を出した事は事実で、慶安二年の補觸も、一人者に対して宿を貸すべし、しかし一日以上の逗留をしている者は曲事たるべきと見なす。

二、三人の者は宿泊させるが、その中に不審成者がいれば、とりあえず宿泊させ、此方へ宿主一人で密かにくるようになり、さらに手負の者が来たら留置くこと、飛脚あるいは一人者の宿泊は申し出る事。

このような内容になっている。ここで重要なのは、一人一夜は宿を貸すこと、もう一つは役人に届け出ることとなっていて、高木伊勢守の觸は、これを踏襲している。

二番目三番目は納得できるが一番目が了解しづらいのは、一般的にこの時代は一人旅を了解していなかったように思える。一泊でこのありさまだから連泊は不審者に見られる世だった。

それでは、時代が下つた頃の連泊はどうだろうか。

文久年間において¹⁰達は江戸でも竹の橋・京都・大阪でも一週間から四、五日の連泊をしている。いつ頃連泊の觸が出されたのだろうか。

旅人の宿泊に関しては、史料が乏しく觸と現実乖離していて、幕府からの大きな咎めがなければ、現実を是認していたのだろうか。文久年間といえば、倒幕の機運も高まり幕府は不審者の探索に神経を尖らせていた。特に不穏な動きをする勤王の志士の取締りは新選組に任せられていた。

時代は少し遡って天保十四年（一八四三）旅籠仲間の議定書である「柳町旅籠屋仲間議定書」^①は、甲府にある旅籠二十三軒の者共へ申し渡したものが、この中で二条が気にかかる。

一 旅人止方の儀、前の通三夜迄は銘々宿帳へ名前記置、其後御伝馬所へ相届、其余逗留の方は、両本陣の内吉人奥印にて御書上可仕候事

一 旅籠代の儀は、厚御趣意二付相成丈下直仕、麁略無之様相賄可申、且吉人旅人二候共名所相糺、慥成者二候八、止宿為致可申事

最初の条文は、旅人を止宿させるのは、以前の様に三夜迄は、宿帳に名前を記し、その時に御伝馬所へ届ける。そうすると宿泊ができる。それ以外の人が逗留する場合は、両本陣の内、どちらか一人の奥印、書上が必要となる。これは商人などが商用で来た時には、取引先との話し合いが困難になれば連泊も止むを得ない。それでこのような処置がとられたのか。この件については後で事例を紹介する。

二 番目の条文は、吉人の旅人でも名前・住所を確認して、その上身体がきつちりしている者なら止宿をさせてもよい。

先の旅籠屋議定書は、天保十四年だが、それより十四年前の文政十二年（一八二九）十月に甲府勤番支配菅谷山城守政和（追手）・一柳近江守直敬（山手）からの觸書と柳町旅籠屋仲間の議定書^②がある。そ

こには興味を引く史料がある。

一文政五年年、従道中御奉行所様改正被仰渡通、御用御宿無滞相勤可申事

右の觸で道中奉行より御用御宿については滞りなく勤めるようにとのことだった。御用宿とは一体どのような宿なのか、宿駅の旅籠屋が公用旅行者の宿泊を優先的に使用した。ただ、その用を引き受けるが期間中はその他の者を宿泊させにくく、宿の運営に多大な損失を蒙った。このため宿駅では御用宿を順番にしたり、補助を出すこともあったが、旅籠屋といっても百姓が兼業としていたこともあり、兼業している百姓が旅籠業から撤退する者も現れ、撤退者が徐々に増加していった。かろうじて細々と宿業を営んでいた者の声として、飯盛女を置くことを認可させた宿駅もあった。

一 吉人者並浪人旅僧盲目其外合力宿の儀、仲間中兼て取極置、差宿の節無違論様取計置可申事^③

ここでも吉人者の旅行者と宿泊のあり方、更に浪人、旅僧、盲目者その他の者が合力宿にて宿泊させる事に宿屋仲間取極めておき、その者たちを宿泊する旅籠屋を紹介する時も間違いのない様にする。

二三夜迄泊者前の通り問屋場へ相届ケ、其余の宿取御書上儀は、
今般被仰渡御請印差上候通り、両本陣の内、吉人奥印にて問屋
場へ相届ケ可申事⁽¹⁾

ここに宿泊する者は、前もって予約ならぬ宿の引請をしてもらい宿
泊の届をしなければならない。右の両本陣の内、どちらか一方が奥印
にて問屋場へ届出る件も、稀に本陣・脇本陣の両名が奥印をしている
場合がある。山梨県立図書館所蔵「旅籠屋宿取届綴」を見ると。

乍恐以書付御届奉申上候

一私方宿取江戸大伝馬塩町杉本屋孫兵衛并召使忠助伊三郎太兵衛
上下四人之者共呉服物商売之義二付一昨八日参着仕候處堅近習
町家持長兵衛引請二付逗留中宿仕候右商売仕舞出立之節者乍恐
右之段以書付御届奉申上候以上

柳町三丁目

旅籠屋

嘉永六五年四月十日

伊助 印

右之通御届奉申上候二付私奥印仕候以上

脇本陣

幸一郎 印

本陣

庄太郎 印

御伝馬所

「旅籠屋宿取届綴」には脇本陣幸一郎と本陣庄太郎両名の印がある
珍しい史料である。内容は、江戸大伝馬塩町に住む杉本屋孫兵衛と召
使三人が呉服商いへ当地に到着し四月八日に着いた。堅近習町の家持
長兵衛の引請により、二日連泊をして三日目に出立したことを届け出
ている。連泊と言えば三日以上の例は意外とある。「旅籠屋宿取届
綴」から捜し出せば、

相州高座郡（神奈川県座間市、藤沢市、大和市を含む七市にまた
がっている）大庭村の百姓安左衛門が諏訪郡宗右衛門様の御知行所の
御屋敷に用向があり嘉永六年十月十日より十二月十八日に国許に向け
て帰国したので嘉永六年（一八五三）十二月十九日に届け出てい
る。宿泊場所は柳町三丁目旅籠屋新助方であるが残念なことに用向が
書かれていない。六十七日間も宿泊したことになる。

相撲興行のために嘉永四年（一八五一）八月二十八日に到着した。

江戸相撲年寄富士嶋甚助と弟子二十人が稽古相撲の興行のため、九月
七日まで九日間に渡って柳町の旅籠屋藤助と源三郎の両方に分宿して
いた。九月八日朝に国許へ向かった。届け出た日は嘉永四亥年九月八
日だった。

別の史料に眼を移すと嘉永六五年五月三日に信州筑摩郡小池町の長
蔵と同所中町伊兵衛の両人が綿の商売をする為に当地へやって来た。
五月十七日迄宿泊をしている。実に十五日間である。

つまり、商売であるとか、重要な用事があり、身元が明白であれば

連泊は可能であつて、これらは不審者とは見られにくい。旅の者はその点身元がわからないから警戒心を強めている。

先の御用宿の件でも経営が苦しくなり、宿坊以外の町々において旅人を宿泊させることを禁止してほしい旨願ひである。その時の文書のだが年号が記載されていない。下書きであるう文書中に「年号月日可認事」とある。それに加え文中に「文政十二年十月被 仰渡候御条目」の記載からそれ以後だと推察する。この文書名は「宿外町々にて旅宿禁止仰付方願書」で、その内容は、

柳町の宿場にある両本陣、旅籠屋一同が願ひあげをした。通常は諸士様の休泊、往還の旅人の止宿が減少して難儀をしている。宿の止宿者が減つた要因として、柳町以外の村々や町々において旅人を休泊させ旅籠屋同様のことをしている。この事については文政十二年九月に宿屋体の者共に差留の願ひ上げをした所、駅外にて旅人や商人を止宿することに對し嚴重に差留をした。このことについて本陣・旅籠屋共は大いに助かり、御用御宿として、元通りに營業を続けることができていた。しかし、近年御諸士様方は休泊のみ、往還の旅人の止宿は減少して以前に立ち戻つてしまった。このままでは宿屋を廢業しなければなりません。第一に御用御宿も勤まりません。仲間が寄り合つて相談をし、宿外の村々町々に対して御觸出しも考えだが、話し合いをする事になり、魚町の文右衛門は二十年も宿をしていて、勝手にしたらいいと、言い、板垣村では善光寺に滞り、觀光した者の宿を提供しているのは御願ひ濟だという。このような状態で勝手にされては、私達

は御書付奉頂戴候御儀二茂相拘りことを胸におさめ「文政十二年十月被仰渡修御条目御ケ条之内往来の旅人宿駅間之村々或者神社仏閣參詣等二事寄門前地茶屋等江止宿致二修得共有之趣相聞修駅之外者一切止宿為致間敷旨御觸書二相違仕」と柳町の旅籠屋・本陣の者は言つ、このまま放置していたら旅籠屋の者共のいいなりになつては、私達柳町の旅籠屋共の商売はむづかしくなつていく。特別に御憐憫をもつて駅外の者を吟味して、彼らに旅籠屋の業務をさせないように仰せ付けてください。

このような願ひをしたものと思われる。本陣庄太郎、脇本陣幸一郎他二十一名が記名押印している。その後、この史料が示す通りになつたのかは直接示す文書は見当たらないが、十年後の天保十四年正月に「儀定取究連印」が柳町惣旅籠屋中でまとめられている。この中に「一前々々被 仰渡候通御用御宿無滞相勤可申事、」を發見した。文政十二年時では御用宿の運営は困難を極めると訴えていたが、天保十四年の「旅籠屋儀定取極連印帳」に決められているのは文政十二年の願書が聞き入れられた可能性がある。更に、御諸士様、御伝馬所よりの御差宿の件も認められている。驚くべきは飯盛女の抱えが認められたことである。左記の史料には飯盛女の抱えが記載されている。

一 此度厚御仁恵を以旅籠屋廿三軒之者共へ飯盛女式人宛御免被
仰付難有奉存候

宿駅の宿屋にとつては言う事はない。浪花講ができて品の良い宿、

飯盛女を置かない宿をつたつた筈なのに、現実には浪花講指定の宿に宿泊していない。おいとのお百五十一日の旅でも三十二日間の宿泊しかしていない。約二十一パーセントで、飯盛女のいる宿に宿泊するのは自然であった。

宿引きについて

宿引きに付きまといられることは鬱陶しいかぎりである。商用で街道を往還していれば定宿がおのずからできてくるが、定宿に到着するまえに宿引きから様々な情報を吹聴されれば、気も変わりかねない。誰もかかわりを持ちたくない。複数での往来はまだしも一人旅では心が挫けることもある。宿引きを詳細に観察して日記に留めた栗原順庵の「伊勢金比羅参宮日記」⁽¹⁹⁾と滝沢馬琴「旅泊概略」⁽²⁰⁾、栗原似鳩「信濃紀行」⁽²¹⁾、他二つの史料からも宿引きの実態に迫る。

最初の「伊勢金比羅参宮日記」から引用する。嘉永三年、栗原順庵と同行者五名の名前は時谷洞庵、小暮貞次、設楽栄庵と僕一人。

二月六日、箱根関所を通り、宿引を避けるための方法がある。「此辺宿引多し。宿屋には先ず何処泊りと一方定め、又浪花講などの良き宿覚え居り、宿引付け候はば其家名を申し、是れ馴染者なりとて、即答いたし候えば、宿引の愁いなし。」

二月八日には「久能近きに至る。又宿引出居るなり。是は先方にて引鬪にて出る由、いずれも似寄にて格別宜家なく、宿引の意に任せてよろし。」とある。

又此茶店にて、下向の節亭主なりとて出る人あり。是を全く家の主人にあらず。多分府中より宿引に出居あり偽り出で言つ。私縁家に候が府中何屋へ御尋ね下され度候。幸い今月用事これあり家の者参り居候間、御案内ながら御連れ成らるべく候様申すなり。其節は此方にて兼て定宿何の誰（是は浪花講中と言わずして浪花講中の内家名のみ申して先年の馴染の由申すべきなり）其上も又々付参るなり。決して咄し、きくべからず。」又客引申すには、今夕檀那方の御尋ねの家に差合せこれあり候はば、私方へ願ひ度しと申し、先へかけ抜け、又向うに出、今夕御尋ねの家は何候の御家中の御用宿なり、何卒是非私方に願度由、申すなり。決して偽なり。決して用うべからず。当駅之義は、一泊の上妓楼へすゝめ、先をきる故に、宿引至つて手強くすすむるなり。

二月十六日名古屋を出て舟で佐屋に着く。

初て又此地へ、京都の宿屋共四五人位参り居り、一同に尋ね来り、みな家名を名乗り宿をセルなり。名前をきき及ばば、ながながと申すなり。其内聞き及びし名なりと申せば、其家の宿引、直々に手札を出し、後酒など持来るにて、是非口約下され候様とて、相すすめ困り入候なり。このことわり方は京都表迄参らず伊勢きりの積りなり。且又参り候ても、自分兄弟、京都に住い居り、これを相尋ね申さねば相成らざる由、厳しく相断る。然し乍ら折角の義なれば、万一宿屋迄参る徒なら、其方へ参るべき徒に

て、更に取合へからず。酒は持参の品、返却すべし。戯て呑むべからず。此者共此地迄出張いたし候入用丹誠、感じ入り候儀なれ共、此家共に着し候へば、買物すすめ、みな棒先をきり、其上妓楼すすめ、式朱拾厘の女郎を百匹位に申しなし、種々貪り方あるなり。

二月十七日には四日市まで来て、「此処に又大坂の宿引居るなり。」

二月十九日は松坂を出て櫛田川付近で「此処に人足出居り、旅人の国処を聞くなり。私儀は三日市より御迎の者なりとて、夫より案内するなり。拙、初めおもつに此は又宿引同様の者なりと、心付き候処、是は全く神領の百姓共御役にて出居り候て、何れの御師へなり連行候へば、一日の役済み候由なり。しかし乍ら様子にては、酒代位は貰いたがる様子なり。先ず始めは案内には及ばざるの由、一通りは断り申すべきなり。なれども必ず付け来るなり。構うこと無きなり。三日市太夫次郎も八軒あるなり。心得べし。」

滝沢馬琴は「旅泊概略」のなかで、客引きで宿泊するとなつた時、宿引きと宿屋の取り分が書かれている。

嫖客の噂「宿屋より引つけたる旅人は、二わり半引せて。半は宿屋へとる。銀相場は六十三匁通用なれども。地の人は六十五匁にて勘定する。

つくしわた「先斗町につくしわたと称する私窠あり。わたぼうしとも名づく。むかしわたぼうしやよりこの妓を出せしといふ。今猶先斗町の北角に綿帽子屋あり。此綿帽子は旅宿へもまねく。」
栗原似鳩の「信濃紀行」から引く。
寛政四年十月十三日

軽井沢の宿引とも峠近くまで登りて、何屋也、我内には妓女なしといひて宿進むも、馬の耳吹風に聞なして、軽井沢の駅に下るに、両側の旅泊宿の女とも立並て、人とむる声のかしましければ、見ぬふりして終に町を出はなれぬ、

十月十六日、

此男己が往来を能く覚て、いかんそやなと走りより呼かけたれば、黙止かたくて杖をとめて暫く語る、主の饗に甘酒熱くして出しぬ、時うつし帰りを約して長窪坂にかゝる、爰に和田宿の宿引男ありて、我に舍りを進む、目印八橋の紋所破風にあり、油屋七右衛門と申宿とぞ、諾して別る日八はや落て落合川の橋も覚束なふ渡る、長窪の宿八日暮て目印も見へざるに、先に見し男の提灯携へて迎に来る、

この史料が示す通り、宿引とはかわりを持ちたくない。

飛脚宿

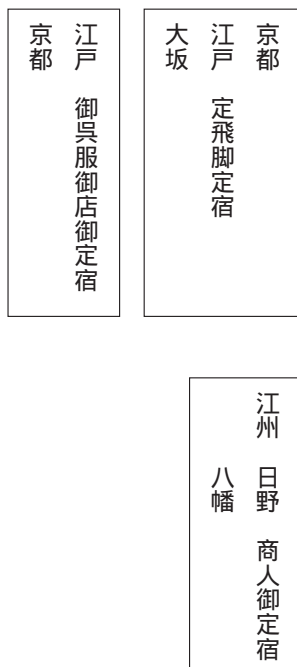
飛脚宿を精選版『日本国語大辞典』⁽²⁾で調べると、飛脚宿のことを「飛脚を宿泊させる宿屋。飛脚がいつも宿泊する宿」としている。これだけでは何のことかわからない。物流博物館の図録『飛脚問屋嶋屋 佐右衛門日記の世界』⁽²³⁾に飛脚宿の項目を立てて三店を掲載している。中仙道追分宿の宿で中仙道追分宿中町、ひのや平助、日野屋の店頭看板が掛けてある。



この宿は越中富山・越前、江州の日野・八幡・中郡、木曾・高遠の

地域の、松本・東講更に御嶽山の講中の人々、越後、信州の飛脚の定宿、この看板から言えることは、商人および飛脚の方々に止宿してください、と親切な広告である。表現は各宿まちまちだが、宿としては特定の集団を呼び寄せるのではなく、広く止宿させる目的のためである。看板には〈商人衆定宿〉〈東講〉〈御飛脚方定宿〉〈御嶽山講中〉と強調している。これらの人が定宿として利用していることも付け加えておく。

軽井沢宿・京三度や六右衛門の広告では、



これも先程の史料と同様で大差がない。〈定飛脚定宿〉は三度飛脚の者の定宿として使われ、〈商人御定宿〉は江州の商人達の定宿、〈御呉服御店御定宿〉同じく江戸・京都の呉服関係者の定宿として利用されていた。必ず宿泊するわけではなく仕事の関係で手前の宿場を利用したり、次の宿場に宿泊することは常である。

江戸 呉服御店

京都 定飛脚 定宿

大坂

中山道沓掛宿中町

脇御本陣

御泊屋 つたや清蔵

「中山道沓掛宿 つたや清蔵」は江戸・京都・大坂を往還する呉服御店・定飛脚などの人が定宿として利用している。看板には定飛脚と目につきやすい文字で飛脚の人を獲得しようとする。飛脚宿というからには、飛脚専門の宿のように思える。先の史料に〈御飛脚方定宿〉〈定飛脚定宿〉の名前があれば総称して飛脚宿と呼ぶのか、〈商人衆定宿〉にも地名があることから、その地の人が定宿として利用しているのか、その地のひとが通りがかりの時看板を見て安心するのではないか、そのような意味も含まれている。

最後のつたや清蔵の広告の中、脇御本陣とある。脇本陣と名乗ってもいい、否、普通は脇本陣というだろう。たいそうな広告である。

飛脚宿についての延宝頃の俳諧から引用する。「大阪檀林桜千句」⁽²⁴⁾

第七、延宝六年（一六七八）

銭かねあつけひとり寝の月 夕鳥

飛脚宿かはらぬ春の花咲て 友雪

一 首目は宿に金銭を預けてゆったりした気持ちで寝る。飛脚人の安心した気持ちを捉えている。こんなに早い時期に客の荷物や金を預かる例は知らない。時代が下ると客の金や荷物を預かっているが飛脚宿に限らず一般の宿でも預かっている。

二 首目は飛脚宿に泊まると以前と何ひとつ変わっていない。普通の旅籠屋と違い同業者しか宿泊しないから綺麗にする必要もなかったか。そのあたりは雑俳「もみぢ笠」⁽²⁵⁾「元禄十五年（一七〇二）に次の句が象徴的で「ならべたり同じ枕に飛脚宿」飛脚人足が宿泊するためか、全く同じ木枕があり、宿泊人はそれをあてがって寝た。

飛脚宿と飛脚仲間が同じだと言う、精選版『日本国語大辞典』⁽²⁶⁾の根拠は、近松門左衛門作「冥途の飛脚」⁽²⁷⁾の作中に、飛脚屋亀屋の場を見てのことだろうか、その場面を見ると、

飛脚宿の忙しき、荷を造らほどくやら、手代は帳面を算盤をおく
口ともにとやくと・千万両の遣り繰りも、つくし、東の取り遣りも・あながら銀の自由さは・一分小判や白銀に翼のあるがごとくなり

この情景は飛脚問屋そのものである。飛脚問屋といえはいいのに、どうして飛脚宿と言ったのか、今一度、延享版「改正増補難波丸綱目」⁽²⁸⁾の解題を見ると、

もとの第二冊の柱題は「摂州難波丸」とのみある。もとの第二冊は町役人・船役人・問屋・船宿・諸芸・諸職・飛脚宿の名寄せ、諸商のいろは寄せ等から成るが、新しい第三・四冊での主な増補を見ると、もとの「▲諸国船宿同問屋付」十丁半が、「▲諸国問屋并船宿」二十六丁と「諸商人之部問屋中買」十八丁半とに分離、増補され極めて詳しくなる。このことには元禄から延享に至る間の商業の発展や問屋機構の整備が反映されていよう。そして「諸商人之部問屋中買」の初めの七丁で新しい第三冊が終り、残りは第四冊にまわされる。(中略)

延享版「改正増補難波丸綱目」の第三冊第四冊に商工業が集まっている。第三冊には、○三郷御公用町人町人衆○御城内御出入諸職工○大坂惣川船支配手代并年寄惣代○諸国問屋并船宿○諸商人之部問屋中買、第四冊は「問屋・仲買」○諸師芸術部○丸散煉煎薬之分家傳名方同売薬○諸職名工之部○諸職商人所付いろは分○諸国飛脚宿○大坂三十三番観音札所○大坂分諸方遠近道法行程

延享四年(一七四七)には飛脚問屋は成立しておらず、天明二年(一七八二)十一月六日桑原伊豫守盛貞が言い渡しを行い江戸定飛脚問屋が許可された。京大坂定飛脚問屋はそれより三十年前、安永九年(一七八〇)九月に許可されていた。延享版「改正増補難波丸綱目」には問屋として掲載されず諸国飛脚宿としての扱いである。

どうして飛脚宿という言葉だったのか、飛脚仲間でもいいように思われるが延享版「改正増補難波丸綱目」には関東、北陸から近畿、中国、九州まで広範囲に活動の幅を広げ、運送に従事した。宰領・人足が一日の終わりを出発地に戻れるとは限らない。どこかの地に止宿しなければならぬ。各地に点在する飛脚屋に宿泊するため、自然に飛脚宿と呼ばれた。それは、延宝六年に出された「大阪檀林桜千句」第七、元禄十五年の雑俳「もみぢ笠」にも飛脚宿と歌い込まれていることは、飛脚屋は飛脚の宰領・人足達を宿泊させていた。同じく「冥途の飛脚」に登場する八右衛門の披露でも「もつとも千両、二千両、人の銀をこつかり、しばしの宿を貸すけれども」ここにも宿を貸すとあるは飛脚の宰領・人足達を指す。

更に『大阪史』第三、正徳五乙未年(一七一五)の觸九九七、飛脚宿江申渡江戸下り金銀之事の内容は「大坂より江戸江差下候金銀請込候飛脚宿之者共、(後略)」として、元禄年間・正徳年間には飛脚の問屋と同じ仕事をしても飛脚宿と幕府からも見られていた。

『江戸町觸集成』寛保四年(一七四四)子二月廿二日、六六六七に旅人之儀、只今迄人別二差加候類御尋二御座候二付、左二申上候、この後に五ヶ条の旅人は日々に往来を行、改めて人別に差し加えては殊の外混雑するので今まで通りにする。その五ヶ条は

一 飛脚宿并上下宿二居候旅人

一 旅籠宿二居候旅人

一 諸国御師并茶師之類

一 廻船問屋二罷有候船頭之類

一 諸国今商筋二而好身之者方江参り年中致往来候旅人

この類は、用事を済ました後、本国へ帰るため人別には差加えない。最初的一条にある飛脚宿とは飛脚屋であるし上下宿とは六組飛脚などの道中往還の人足達、この時代飛脚宿といながら旅人も宿泊させていた。元禄頃は飛脚を中心に宿泊させたが、徐々に旅人も宿泊させるようになったか、そうでなければ、わざわざ飛脚宿と名乗らなくてもよい筈である。先の商人宿は多くの旅人を宿泊させたいから飛脚関係者も宿泊させていた。

『古事類苑』政治部四所収の「国花萬葉記」がある。この書は江戸中期頃にできたと伝えられている。この史料に三つの宿を掲載している。最初に諸国飛脚宿を見ると、江戸飛脚として伏見や、大黒屋庄二郎、江戸や吉兵衛の三軒と「右之外所々二数多有之諸人所知也」と書き、これは三軒の外に数多にあり、諸人の知る所である。と記している。他に長崎飛脚宿・加賀飛脚宿、仙台北国飛脚宿、越前飛脚宿、大坂より船荷上乘飛脚、丹後飛脚宿、播磨飛脚宿、因幡飛脚宿、大坂飛脚宿、奈良飛脚宿、大津飛脚宿、この書き上げた宿以外に「右之外諸国之飛脚は其問屋々々二著」右に書いた飛脚は問屋々々に著しい。

二つ目は江戸継飛脚として四軒をあげている。長崎飛脚宿を二軒、江戸飛脚宿四軒他、大坂よりの諸国飛脚宿、尾張飛脚宿二軒、御城中

大坂御用聞として三軒、御城中本飛脚宿

三つ目は、上下飛脚宿、これは六組飛脚屋などのように道中往還をする者。

旅籠屋の保管箱（木箱）

ゆだんも隙もならぬ（俚言集覧（一七九七年頃）、この俚言を身をもって知る事になった。二〇一七年の十月に新しくできたスーパースーパーをするために買った。このスーパースーパーは一枚五円で市価の半額なので図書館から本を借りて必要な枚数をコピーしている。コピーの横に荷物を置くためのスチール台があり、トートバッグを置き、バッグの中身は本と一番上に長財布を置いてコピーをとっていたが、何気なく横を見ると同年代とおぼしき男性が私の横でトートバッグを覗き込んでいる。私はおかしな人だなあといい、注意を逸らさない様にコピーをしていた、次の瞬間、彼の手がバッグの長財布を握っていた。私はすかさず「何をするんだ」「私の財布だよ」と叫び、その男は、スーパースーパーの商品だと思った、と言いつくしてその場を離れたが、このようなことが短時間でできることを体で覚えた。

これに近い事が江戸時代の旅籠屋でもあった。物流博物館が出している「物流博物館ニュース」¹³⁾「企画展のパンフレットに「旅籠屋の持ち物入れ」の写真があり、その説明文は「金鱗という旅籠屋に備え付けられていた所持品を入れる箱が部屋に置かれてあり、鍵を貸し出すシステムだったと思われれます。本当に大切な品は宿主に預けるように

とある文面は、今でいえばフロントにお預けください、といったところでしょう。」写真の上蓋に墨書してあり、同館学芸員の玉井氏が翻刻して送付してくださった。

御逗留中此箱御遣イ可被成下候 尤御大切之御品者何品ニよらず
宿主へ御預ケ置可被成下候 御出立之砌鍵御無失念御戻し可被成
下候 金鱗

この木箱がいつ頃のものか年代は不明である。宿が客の大切な物を預かるのは、盗難が発生していたからこそ宿が防衛手段の一つとして木箱を設置したと考えられる。

山梨県立博物館の所持する史料から、宿泊者の商い荷物が盗難にあつた事件。「加州小間物旅商人より上粟生野村定宿主人等へかかる商い荷盗難につき訴状」、この長い標題は安永五年（一七七六）六月廿五日に平次郎と小左工門並びに平次郎の親類が御役所に訴えた書類である。加州領氷見（射水）郡北屋（八）代村の平次郎、同国同郡金川村の小左工門と右平次郎の親類の者は国で惣領が相続をなし、農業に従事しているが次男の平次郎は勝手に地元で小間物商いをしていゝる。事件の概要は、他国に小間物商売をしていて、他国には定宿にしている宿がある。当地上粟生野村には政右衛門という長年定宿にしており、六月十六日より政右衛門方に滞留している所、六月十九日に同国の小左工門は、平次郎と同商売をしていることもあり同宿した。平

次郎は以前も止宿した時も座敷に荷物を置き同席している。今回は背負いの荷箆箆を下座敷に置き、二階に上がった。政右衛門もこの荷物を見ていたので安心した。

翌朝二十日に起床後、荷物に用があり見に行くと、平次郎の箆箆が行方不明になっていた。政右衛門は、まだこのことを知らされていなかった。政右衛門の母に平次郎が尋ねた。平次郎の箆箆が行方不明になっている。どこかに仕舞っていなかったのか、母は昨夜の就寝前には、その席に置いてあつた。私共で片づけをしていない。この話を聞いた平次郎と小左工門は、驚き、家内を捜したが発見できず、母は政右衛門を起こしに行つた。政右衛門もこの話を聞き驚いた。政右衛門も母同様に家内を見渡し、捜したが見つかることは出来なかつた。仕方なく屋外を調べることにした。平次郎同道にて捜していると、箆箆が見つかった。この箆箆の事を尋ねると隣家の長兵衛が見付けて持参した。箱の内を調べた所、針一本もなく、これを政右衛門の母がこう述べた。見付けた方に箱を預けたいと言えば、政右衛門が当方にて預かると言い出した。同商売の方に飛脚を遣わし、友人三人が駆け付けた。友人たちは平次郎に質問したが、答えは荷物を紛失したことに間違いがない。荷物がなくては身代限りで、その上帳面もなくなつてゐる。

村役人に届け出をして詮議してもらいたい。案内を頼み名主方まで行き、名主が言うには、箱の紛失は理解していた。名主の答えは、当役は大勢いて、年番になってるので私の一存ではどうにもならな

い、明日同役が会所に来るので来て、居るよと言つ。そのまま帰り名主方の案内を待ったが、何の返事もなく、再三集まったが御公用を理由に会えなかつた。挨拶が済んでなかつた、などと難癖をつけられたり、また、急用がある、などと言いつを繰り返す。二十四日の夜になり、名主方へ御役所への願出をし、隣家長兵衛を召出して紛失した品物の吟味をしてくれるように願つた。この件は、安永五年申六月二十五日に平次郎、小左工門が御役所に出訴したが、この時点で隣家長兵衛が疑惑の人物として思い浮かべていたのだろう。

この続きがあつて、「上粟生野村定宿にて旅商い荷盗難一件熟談内済につき済口証文」³⁶も山梨県立博物館の史料である。

平次郎と小左工門と親類の三人より当国上粟生野村百姓政右衛門、長兵衛並びに村役人を相手に駆け込み訴えをした。その経緯は、平次郎が商売で当国に来て、政右衛門宅を定宿にしており、六月十五日から宿泊して商売をしており、六月十九日より小左工門が参り同宿した。同夜、平次郎の荷物が紛失した。宿の政右衛門と話したが調べるのを疎かにし、猶又、村役人へ右の件を願出たが、多忙を理由にほつたらかしにされた。それで六月二十五日に駆け込み訴えをすることに なつた。相手方を召出し、吟味した所、政右衛門はなござりにして ないと申す。長兵衛は六月二十日の朝、街道にて草刈りの帰りに見 た。巡礼風の荷物と思い帰宅したが政右衛門の母が荷物紛失の話を通 兵衛に話したところ、母と一同はその場所へ行った。村役人は寄合に 出席したり、役所の御用筋に行っていたので放置していた訳ではな

い。その間に出訴に及んだ。双方共諸雑用などがあり難儀である、し かも平次郎に対して気の毒に思うので、千野村三郎兵衛、石和宿新左 衛門の双方を呼出し内済することを述べた。

相手は政右衛門儀、平次郎は長年定宿にしており六月十八日に来 て、翌十九日に小左工門が参り宿泊することになり、両者の荷物を座 敷に置いた。当夜平次郎の荷物が紛失した。翌二十日朝、隣家長兵衛 が草刈りの帰りに箱を見付けたが巡礼風の荷物と見た。政右衛門の母 は長兵衛方で荷物の紛失の話をした所、長兵衛が見た箱の話聞き、 その場所へ行き箱を持ち帰った。政右衛門は詮議されたが相知らぬと 主張する。政右衛門の詮議を放置し、結局、平次郎と政右衛門と長兵 衛は話し合いの上内済することにした。六月二十二日に願出したが詮 議が延引すれば難儀になるので双方得心をして内済することになつ た。

同じく一連の史料で、勿論、山梨県立博物館の史料である。「上粟 生野村定宿にて旅商い荷盗難一件帰国路金取斗い方等趣段書」³⁷この文 書にもびつくりする内容が詰まっている。申七月四日に駆け込み訴出 の件は内済になった。一つには政右衛門があるそかにしたという理由 が不行届になった。長兵衛は紛失した箱を見付けたが、別段關係があ るとは思わないので平次郎と長兵衛は内済となる。この期間の賄い代 金は政右衛門が扱人に支払つた。帰国するため路金として扱人方より 金三両を平次郎へ差遣わした。

商売をする前日位に定宿を訪れ、定宿にしているのは、今までに事

故もなく、安心していた節も見受けられる。宿泊した時に貴重品は宿に預けるが、盗難というものは防ぐことが困難であったのか、屋外から簡単に侵入して、宿泊者が寝静まり、覚醒することもないうちに宿泊者の金品を奪い去ってしまう。盗難に気が付き奉行所へ訴出しても盗難の金品は元に戻らず、盗賊も捕まらない。取られ損である。このあたりの盗賊の口は池波正太郎の『鬼平犯科帳』に登場する盗賊を彷彿させる。正確な記録を持ち合わせていないが江戸時代の盗難にあつた事件の多くは未解決だったり、目撃情報・物証がなければ決め手は自供しかなく、自白を強要した結果、冤罪になる可能性はある。

明治四（一八七一）未年の「柳町旅籠屋取締日記」³⁸にも困難な事件が発生していた。三件の盗難事件の記録がある。明治四未年二月十八日甲府庁より甲府柳町旅籠屋取締へ御達書が来たので旅籠屋月番傳左衛門が仲間を呼び寄せた。内容は昨年（明治三年）止宿した者の内、盗難にあつた、その有無を取り調べたいので至急申し出をしなさい。それで左の通り申し出た。

一 万屋弥五左衛門方で昨年（午）九月十日に信州佐太郎猿久保村の市蔵と政助の両名が止宿した所、同夜表の二階雨戸を押し明け何者かが侵入して両人が所持していた金二歩判金拾両と金札九十四両が紛失した。この話を聞いて驚き、夫々穿鑿したが手掛かりもつかめず御役所へ訴出した。

一 竹屋芳蔵方に昨年（午）九月八日、濃州土岐郡小田村儀兵衛の倅右衛門が瀬戸物商いで当地に来て芳蔵方に止宿した。その際、持参の

風呂敷包を宿許に預け、納戸の押し入れに仕舞い、同十日の朝入用があり、押し入れより取り出し、そのまま渡した所、右衛門はその場にて風呂敷包みを解いた所、金札三拾七両式分言朱之内、式拾三両が紛失していた。報告を聞いた宿の家内一同驚いた。宿泊者を穿鑿したが、追々出立していき、宿許で穿鑿の方法がなく、しかし、疑わしい者もいて、同夜止宿していた駿州吉原宿萬屋周吉という者で、取り敢えず鰻沢口に一人、葎崎口に一人、郡内あたりに一人を夫々手配りし、それぞれ口々に差遣わした者が帰ってきて、右の周吉の行李などは、わからず、いまだ周吉もわからない。それで御役所へ訴出した。

一 竹屋芳蔵方で巨摩郡大八田村の仁兵衛が昨年（午）九月五日夜に同人所持の風呂敷包みを宿許に預けていて、翌朝、風呂敷包みに入れていた金札四両式分式朱程が紛失していたと聞き、驚き入り、それぞれ穿鑿したが分からず、御訴の義はまだで、御役所へ申し出しなかつた。芳蔵が申し出て右の三件の紛失を相認め、深澤より捕亡掛へ差し上げた。

二月十九日未上刻に到来左二

柳町

旅籠屋

弥五左衛門

芳蔵

右之もの共至急に召連可申事

甲府庁

二月十九日捕亡掛印

柳町 旅籠屋取締

右の差紙が到来したので弥五左衛門と芳蔵共に捕亡掛西田様へ名前を伝えると、すぐに呼ばれ弥五左衛門にお尋ねになられ、昨年午八月中にその方宅に止宿して金札を紛失し、その節、同宿した者が盗み取ったのか、又は雨戸を押し明けて忍び込んだものかと聞かれ、かねて申上げた通り、二階表の雨戸を押し明け何者か忍び入り盗み取ったと思う、と申し上げた。

芳蔵にお尋ねになり、昨年午九月中にその方の宅において旅人より預り置いた風呂敷包に入れておいた金札の内金貳拾三両が紛失した。その時同宿の者の面体を覚えていかと聞かれ、芳蔵がお答え申すには、多数が止宿していて、はっきりと見覚えがない。然しながら止宿した者は知っていると申し上げた。西田様が聞かれるには、縄付きの男一人を呼び出された。此者を存じていかと聞かれたので、芳蔵がお答えするには、昨年午の九月中に紛失の際、止宿していた駿州吉原宿萬屋周吉と申す人に間違いはない、と申した。西田様より今日は引き取つて帰り、後日沙汰をする、との事だった。

旅籠屋の食事

旅籠屋に投宿した場合、どのような経緯であれ暖簾を潜ると、罎に水を入れ持参する。脚絆を付けているとは言え、足に草鞋を履き歩くから土埃が付着して汚い。座敷に上がるには足や太もも、膝に

たるまで入念に洗い拭く。また、道中で風で舞い上がる土埃が着物の隙間に忍び込み体に付着するのは仕方ないことである。当然、風呂に入り汗を流すことになるのだが、宿に入る時間が遅くなると、先客が風呂に入るから湯は少なくなり、風呂の底は泥が溜り、足裏で異物を感じる。風呂から上がった後は、いよいよお待ちかねの膳が運ばれてくるが、魚料理はいたって少ない。干物などは別として、生魚や塩焼き、煮つけなどは少ないようである。勿論、これは海魚の話で、川・池などの魚は別である。旅籠屋の食事の内容が記された史料がある。よく引用される史料で『伊勢参宮献立道中記』⁽³⁹⁾この史料は大正四年に『校注料理大鑑』として発行されていたが既に原本は不明であったとのこと、この史料の解題には「弘化五年の春、讃岐国寒川郡神崎村の某が志度ノ浦講中と伊勢参宮に赴いた際に料理屋、旅籠屋、茶屋の料理、街道の名物、各地の名所旧跡、寺社詣での模様などを書き記した道中日記である。」

弘化五年三月二十日に奈良の樽井町小刀屋善助に止宿する、猿沢の池のほとりにあり、観光案内人を世話をしてくれるので有名である。その日の夜と翌朝の献立を見る。

菓子椀

みつ葉

茶碗

麩

すり生姜

羹

味噌にて

椎たけ

独活

青み

たけの子

香物

飯

一汁四菜である、翌朝の献立は一汁三菜。

椀	芋	猪口	三盃酢	味噌煮	青み	飯
	ぜんまい		みづから			
ゆば		ほそ大根				

朝食後、案内を頼み春日神社へ参詣する。見物後、小刀屋へ帰ると昼の膳を運んで来た。

菓子椀	独活	猪口	煮豆	味噌羹	青み	飯	香物
	玉麩						
	生姜						

これも一汁三菜だが料金が不明である。料金については興味深い史料が同じ文書に出てくる。四月五日、京都三条大橋東詰めにある美濃屋徳左衛門に止宿するにあたり、旅籠屋で交渉する。銀二匁五分か銀三匁でどうだと尋ねた。結局、銀三匁で宿泊することにした。

弘化五年四月五日、京都の銭相場の史料はないが嘉永元年三月二日の金相場は六三、九一で四月二十一日は六三、六〇である。この年の銭相場は平均で銀十匁、三月二日は金一両で銭六三九一文、四月二十三日は銭六三六〇文、銀壹匁は六十三、九文と六十三、六文になる。そもそも弘化五年といえは改元された年で「旅中珍味浪花美味」の文

中「弘化申てふとし誕生四〇、我家を出て志渡乃浦より船を出せしが、」この弘化の春は正しい、弘化五年二月二十八日に嘉永元年となった。この四月五日は嘉永元年四月五日である。先の銀二匁五分は銭一五九、七文と銭一五九文、銀三匁では銭一九一、七文と銭一九〇、八文、銭一九〇文の支払いは一泊の金額と思われる。夕食の献立は一汁二菜

皿	たひの煮付	汁	あられ	菓子椀	平素麵	飯
			どつぷ		つくいも	
					かまぼこ	
					しひたけ	

六日の朝食も一汁二菜

唐津蓋物	たかな	汁	みそ	皿	蒲鉾	飯
	いかつけやき		青み		大こん	
	ふき				おとし醤油	

昼食は汁なしの二菜のみである。

皿	鱧の酒煮	菓子椀	玉子のふわふわ	飯
				晩御飯は一汁二菜

皿 鱧のつけ焼 菓子椀 たひ 汁 みそ 飯
 うすゆき 小菜
 しひたけ

史料を見て意外だったのは、一汁二菜、一汁三菜、一汁四菜と豊富なメニュー、同じ料理を出さない。川船の弁当も紹介したい。四月十二日に淀川を下り、橋本から川船を雇い大坂迄いくのだが、橋本小金ばしの塩屋治兵衛に頼んだ。器を所持していたのでそれに詰めてもらった。弁当仕出し献立

一重 煮豆 二重 たひ煮付 三重 たかな
 梅干 するめ かまぼこ
 昆布 なまがつを
 竹の皮包 一瓢
 焼餈

一重の箱には煮豆と梅干、二重の箱に鯛の煮付け、するめと昆布が入っている。三重の箱のたかなは筍の古称、蒲鉾、生鰹、それに竹の皮で包んだ焼餈と瓢に入れた酒、淀川の岸を見ながら酒を口に運ぶ船旅には満足できたのではないか。

小刀屋善助に宿泊した三月二十二日の食後の印象がある。讃岐国寒川郡神崎村は瀬戸内海から三、四キロメートル内陸に位置するから魚

には恵まれている。「此のあたりは大坂 堺より魚運び来るよしにて、さかなはいと動し」堺から奈良へ運ぶには堺から大和川沿いに奈良へ入ることになる。いずれにしても生魚は鮮度が落ち刺身では食せない。でも、川や池があるから川魚を食することは可能だと思いが、海魚の運送が発達していなかったといえる。

魚については『類聚近世風俗志』に次の光景が見れる。

専ら鮮魚のみを売る者は大坂住の者に非ずしてして泉の堺より来る者と撰の尼ヶ崎より出る者也京坂食用の鮮魚は堺より出るを上品とし美味とし価も他に倍す堺尼ともに夜中彼所に魚市を行ひ未明より発して大坂に至り専ら市民得意の家に訪ふのみ或は得意無之者は市中を呼び行く

右のような有様だが『大阪市史』⁽⁴⁾第一にも『類聚近世風俗志』を裏付けている。

大坂の生魚問屋株の許可は安永元年（一七七二）八月二十二日、仲間定法に

魚問屋株は雑喉場町限として官許を経たるものなれば此後決して他所他町にて魚売買を為すべからず、又市場定杭以外に市を立つべからず。

大阪市中の販売ができないのは仲間定法によるものである。

三月二十三日阿州の丁俵屋茂右衛門に宿る。現在の旅館に宿泊すればお茶と菓子置かれていたが煎茶・菓子柚べしが出され、宿泊者の意見として「萬中こまかに気をつけ丁寧なり」

暮飯の献立は一汁三菜

菓子椀 つくいも 皿 煮肴 羹 味噌

白焼 椎茸 青み

香物 飯 膳部に一酒を出す。

三月二十四日の朝食

朝餉 蒲鉾 鳥貝 汁 前夜に同じ 飯

たかな ちりめんざこ 蒟蒻系切酸味

一汁一菜とはいえ、量があるので宿は「一人二百六を乞ふ、衆人賞するに絶えて謝義天保銭二枚を施す」四月五日に止宿した宿と値段が変わらない。

二本木の徳田屋平兵衛で中食をとる、その献立は

平 鶏卵牛蒡 皿 鯉煮付 羹 青みそ

うすゆき 青み

くわんぜ麩 椎たけ

飯 価一人百六を乞ふ

一食で百文は少し高い気がする、山中だから仕方がない。川魚ではなく海の魚を出しているのは宿の誠意か。

温泉と風呂

旅行者にとって風呂は宿で入る。又は市中在住者は市中の風呂に入る。温泉は道中往還者・旅行者が体を癒しほんの少し英気を得るために入浴する。もとより温泉と湯治は密接な関係がある。有名な温泉地で湯治を行うのは高額で庶民には高嶺の花である。村にある湯壺につかるのは良しとしても、そのような場所は当然ながら男女混浴だから地元人は入浴しても旅行中の女性達は入浴しづらい状況である。女性の日記には、入浴した記述をほとんど見い出せない。湯治の旅は別として、ただ興味のある事項だけ書くという事か、温泉や風呂に入浴した記述は少ない。風呂に関しては日常的であるから、女性にとって温泉は湯治目的以外は男女混浴であるし、無防備になるから極力避けたいと思われる。

男性の場合は、女性と違い混浴を避けることはない。温泉といえば野田泉光院が供の平四郎を伴って六年余に及ぶ旅で関所・番所の通行に対して支払う銭に対する怒りを爆発させている。旅行中は善根宿を求め、金に困れば托鉢に出かけ、俳句を嗜み村の庄屋、教養人と交流

を画つた。「日本九峰修行日記」⁽¹²⁾から温泉と風呂の記述を確かめていきたい。

文化九年十月四日、嶽峰院より一里行けば湯治場あり

十月十一日比奈久（八代市比奈久）と云ふ所に湯治場あり、此方へ越す、旅宿伊勢屋元七と云ふに舍る。

十二日入湯す、当湯は海辺にて、満潮の時は湯壺に潮満つ、干潮に入湯す。

十三日から十六日入湯。

十一月十一日、夕方一乗院宅へ帰り直ちに一乗院同道風呂場に行く、此湯場日本第一ならん、風呂の内広さ十二枚敷、風呂の前の破風金の高時絵雲龍有り、行水場切石十五枚敷、双方壁の石奇麗なる事言語道断の湯也。

十一月二十三日、大乘院は東向、四社明神は西向、旅宿は寺より割付出る。日は西山に落つる故に門前に宿り直ちに入湯す。

文化十年五月十八日、竹尾（武雄市、武雄温泉は古くから知られた湯治場）と云ふ湯治場へ昼時着、喜惣太と云ふに宿し直ちに入湯す。湯坪五つあり。一番は御前湯とて常人は入る事を禁ず、二番は代十文湯、三番は代五文、四番は代四文とて一度／＼入湯毎に取る也。

五月十九日から同二十一日、滞在湯治。

七月九日、天拝山（二五八メートル。菅原道真がこの頂上から遙かに東天を排したと伝えられる山）の方へ赴く、麓に湯治場（い

ま二日市温泉という。筑紫野町大字武蔵）あり、一宿を乞へども、五六日も入湯なくては一夜の宿はならぬと云ふ筈なり、五丁あとへかへし二日市と云ふ宿に泊る。

閏十一月十四日、湯田町（山口市湯田町。温泉場）と云ふに行く、此所湯治場也。藤屋勘蔵と云ふに宿す。直ちに入湯保養。

十五日、十六日、終日入湯。

十七日、今日も入湯して日を送る。

十八日、湯田町配札、昼時帰り入湯。

文化十一年四月八日、湯の浦（温泉津港）昼時着、夕力屋利右衛門と云ふに宿し直ちに入湯。

九日、滞在、入湯。

四月二十三日、玉造（八束郡玉湯町太市玉造）と云ふ湯治場へ尋ね行く、湯治場昼時着、喜兵衛と云ふ宅へ宿す。湯銭一昼夜に一文宛。

五月二十一日、勝見（気高町大字勝見。いま浜村温泉）と云ふ湯治場へ着き、直ちに入湯す、かさやと云ふ宅に宿す。

二十二日、滞在、入湯す。

七月四日、此处より城の崎湯島（城崎町大字湯島。朝来川の左岸河口近くの温泉場。城崎の湯とも但馬の湯とも呼ばれ、古くから栄えた）と云ふは近国第一の湯治場故に行く。

五日、当所湯壺数多し、

文化十二年九月十五日、浅間の湯（浅間温泉）とて温泉あり。入

湯に行く。

十六日・十七日、入湯。

十八日、今日は雨にて百姓傭仕事出来ざる故に近村の者共男女子供大勢入湯に來り湯壺狭くなれり、

十九日、今日迄は滞留にて入湯す。

九月二十日、諏訪(諏訪郡下諏訪町)へ出る。和泉屋と云ふに宿す。直ちに入湯。

十月二十七日、山宮村(甲府市大字山宮町。吉沢は昇仙峡を流れる荒川の右岸、山宮は左岸下流)と云ふに一宿貰ひ置き、近村托鉢す、これより戌亥に当り温泉あり、湯ぬるし、又一次に湯錢拾六銅と云ふ、日本國中温泉一度に拾六銅と云ふは未珍らしき所也文化十三年四月一日、夫より伊香保(伊香保温泉)と云ふに温泉あり、入湯に赴く、湯屋数百軒あり。

五月十日、夫より又伊香保温泉の地に赴く。
十一日、滞在

六月二十七日、如法寺村(三条市大字如法寺)当所に薬水とて二枚敷計りの岩穴あり、其内より清水湧出づ、此水を汲み湯にわかし湯治す。疝氣に甚だ宜しと云ふ、其湯屋に宿せり。

七月八日、由田川(鶴岡市大字湯田川。湯田川温泉の発見は古く、和銅年間といふ)と云ふ村へ下る。此所湯治場あり。孫左衛門とて善根宿あり、宿し湯治せんとせし所、湯治人多く居り、唄ひ無ひ男女入交り居る故平四郎湯治せずに行く。

閏八月十一日、夕方赤湯本(南陽市大字赤湯。赤湯温泉)と云ふ湯治場へ着、

十二日から十四日、入湯。

十五日、滞在す。

十六日、入湯、永々の入湯にて銭も米も尽きて一句

閏八月四日、湯本(那須郡那須町大字湯本。那須温泉郷を形造る諸温泉はこの湯本の内にある)と云ふ所へ漸く暮方に着く、旅宿を求め直ちに入湯す。湯壺所々にあり。硫黄湯也。

五日、常には入湯人多く来る故烏多く居る由、八月過ぐれば入湯の者一人も来らず、居付きの者も餘所へ稼ぎに出るなり。

文化十四年五月十九日、夫より熱海(熱海温泉)と云ふに峠を越えて行く。此所市中に湯湧出る所あり、其音大雷よりも高し。惣じて湯の湧出づること日に二三度、夜二三度也。朝六つ時、四つ時、八つ時、夜も同断。此湯の流れを六七軒にて分配し入湯す。
五月二十一日、伊東と云ふ村へ行き一宿、当所にも温泉三ヶ所あり入湯。

六月十一日、芳桑村(田方郡天城湯ヶ島町大字吉奈の誤。温泉場)と云ふに温泉あり。入湯の處同心者一處に入湯し、

十二日、修善寺(田方郡修善寺町大字修善寺。温泉場として有名)と云ふ温泉あり。一宿し入湯す。

尾張の商人菱屋平七が三月十六日未明に出立し、大坂迄の約四か月の道中日記である「筑紫紀行」^(註)巻七から抜くと、

享和二年（一八〇二）五月二十日

やうくたどりて塚崎に着（嬉野よりはまで三里十四丁）友繁伊兵衛と云ふに宿る。此宿に温泉あり。主を案内にて風呂の代りに往て浴す。湯屋の中を四ツに仕切て、一の湯坪は入こみ、二三は留湯（前日使用した風呂の湯を流さないでおいて翌日使用する）四をは待湯と称す。何れも二間四方計を右にてた、みあげて、湯坪ふかく温泉潔くして、いづれも心ゆくまで浴したれば、けふの行路の辛苦をも頓に忘れたり。温泉の功能濕瘡疥脚氣中風等によしといへり。

五月二十三日、又此所より東南の方に湯町といふ所ありて、其所はむかし齊明天皇、上座郡朝倉の行宮（かりみや）に止り給ひし時、御湯治の為に、行幸ありし所なりと云伝へて、今も温泉ありて、遠近より来て浴する人数多ありといへり。もし其所は、萬葉集に、師大伴卿宿次田温泉聞鶴喧作歌

中の原に鳴あしたつは我如く妹にこふれやときわかすなく

とある次田の温泉にはあらざるか。哥に湯のはらといひ、今は湯町といふなど、よりどころあるに似たり。

六月十三日、予も年来聞及びたる此温湯なれば、此度幸に立よりて二三廻も浴しつべしとおもひしかど暑氣の時節殊に蚊の多き地にして、昼も帳なくては居難く、

本富安四郎が見た「薩摩見聞記」⁽⁴⁴⁾は明治二十年頃の状況を書いている。

城外にては湯屋の設けなき所多く、大抵家毎に風呂を立つれども、鹿児島市中にては中規模の大なる浴場もあり、湯壺より洗場まで総て切石にて作れるを常とす。湯壺には必ず二ツ宛並べあり。一ツは尋常の者にて、一ツは蒸風呂なり。周りを塞ぎ、其中を真暗にす。入りて板格子の上に坐し居れば、下より蒸気上りて身体を暖む。

『鼠璞十種』⁽⁴⁵⁾下巻、「江戸見草」は安永度より寛政度頃の江戸見聞およびあらましを記している。

七月九日、予は先々月より腫物にて引籠居しや。去月廿七日より、御堀端四ツ谷塩町角より式軒目某風呂江療治に行しや。

入湯の定

平湯に行し覚

三百四十八文 一廻トメ 六月廿七日夜、同廿八日、同廿九

日、同晦日、七月朔日

一度入 廿四文

二日、三日、五日、六日、八日、

九日、十一日、十二日

二度入 四十八文

十三日、廿日、廿四日、廿五日

三度入 七十二文

半日入 同断

一日入 同断

日本国中が温泉に恵まれているのは、火山を多くあるため、旅人が有名な温泉地以外にも入浴している様子が噂になり、口伝えに広まり多くの人の知るところとなった。

『温泉と健康』⁽⁴⁶⁾によると「環境省の統計によると、二〇〇六年度の源泉総数は二八一五四、宿泊施設のある温泉地は三一五七か所にのぼる」

二〇〇六年で源泉が二八一五四か所、温泉掘削で千五百メートル掘っても湯は出ない。しかし、自然に湧出している温泉もたくさんある。『越佐叢書』第五巻に収められている「後越薬泉」⁽⁴⁷⁾は小村英庵が温泉地を調査したものだ。江戸時代の温泉も自然湧出が基本としていて、それ程、数は多くない筈である。

文政十三年（一八三〇）十一月九日に自筆本として書き上げた。誌名からもわかる通り越後の温泉地五十三か所を調査して、熱泉、温泉、微温泉、冷泉に分類している。当然ながら、冷泉は熱くなるまで沸かさなければならぬ。日本の至る所で温泉が湧き出ていることから温泉を抱えている藩では、利用者から銭を取っていた。⁽⁴⁸⁾これは誰でも考えることで、「仙台藩と温泉」には仙台藩でも地元の百姓を湯守の役に任じ、温泉の源泉ごとに管理にあたらせ、湯守は入湯者から湯銭という税を徴収して藩に上納する役目を負っていた。仙台藩では各地の温泉の湯銭は、当初佐藤喜右衛門がとりまとめて上納していたが、天和年間（一六一五～一六二四）以降は、各地の温泉地から直接

藩に上納された。秋保温泉の例では、入湯者から一人あたり寛永十四年（一六三七）には、銭二十五文、正保三年（一六四六）では銭五十文を湯銭として徴収していたことが知られる。

江戸時代の初期にはこのように入湯者の数に応じて湯銭を徴収することが普通であったが、その後、藩に納める額は定額化していき、秋保温泉の場合、年間に銭三貫五百文を上納することが定例化した。また、ほかの温泉の例をみると、元文元年（一七三六）に鳴子温泉の荒湯は年に金四十切（十両）川渡温泉は金十三切（三両一分）を上納している。

別の史料を紹介する。古川古松軒が「東遊雜記」⁽⁴⁹⁾で天明八年（一七八八）幕府巡見使に随行して東北地方から北海道まで視察した見聞を綴った紀行文。

一之巻、殺生石のある地より七、八町下に温泉あり、湯本（那須湯本）と称して家二十余軒あり、夏日には入湯の人もあり、冬日には雪深くして入湯に来る人なし。

大谷村より五里半余塩野村、二里柳津止宿。大谷村と塩野村との間に砂子村（砂子原？）という、この村に温泉三か所あり、七、八町ずつ隔りて鼎の如く立てり、いずれも硫黄の気ありて甚だ熱湯なり。効能もなきにや、入湯の人も稀なりといえり。

三之巻、湯村といえるは街道筋にして、百軒ばかりのよき町にて、温泉十六か所、家いえきれいに湯つばをして、旅人を入らし

む。さして功ある湯にもあらず。逆上症・疝氣によしという。湯
温海という所は、海浜より十七、八町も山分に入る。この所はな
かなかよき所にして、温泉ありて家ごとに湯つばをして、旅人を
入ることなり。

菅江真澄は旅に出て、さまざまな見聞をまとめている。『菅江真澄
遊覧記』を見ると、天明五年（一七八五）八月三日、外が浜風、宿河
原（南津軽郡大鰐町）剣岬（つるぎ坂）をおり、大鰐橋を右に見て、
いで湯（大鰐温泉）がある。蔵館という村があり、ここにも温泉が
あって、病人が多く湯治していた。また、『陸奥の編笠』³¹下巻には享
和三年（一八〇三）に柳沢年綱と長沢茂好が藩の密命をつけ東北方面
を調査に出かけた。

一月二十九日、夫より温海へ程なし今朝三春を出て六里にして温海
にやどる。

爰盤奥州安達郡二本松領にして温泉あり、市中家数三十軒計さへ
なし、然れ共湯治場ゆへ旅籠屋盤よき家あり、木賃宿も有、湿疥
癖の名湯也と云、湯小屋盤町裏にて湯舟切石をたゝみたる舟に
て、七、八人ならで盤入がたし、甚ぬるき湯也、其上に沸したる
湯風呂あり、是にて温り又下夕のぬるき湯にひたりて幾度も入る
也、硫黄の気甚匂強シ、三、四月頃より尽く

繁昌也と云、湯小屋八にまくきたなし、唯湿を患ふる人は浴すへ

し、

越後から奥州の温泉地を記している。その内越後の温泉地を「後越
薬泉」³²を参考に記す。

出湯の温泉、村杉の温泉、吉良の温泉が越後国にある。最初の出湯
は、現在ではアトピー性皮膚炎に効果がある、といわれている。温泉
内部は浴槽が五つあり、方丈湯・大衆湯・村ノ湯がそれぞれ一つずつ
旅人ノ湯が二つあって、各浴槽の広さは八九尺、深さは二尺余とある
から、肩まで浸かろうと思えば屈まなければならない。

二番目の村杉の温泉は微温泉だから、沸かさないといけない。子宝
の湯と言われ、村の数十軒は温泉を汲んで沸かしている。温泉内部
は、方五六尺、深さ三尺、出湯より深いので立ったままの入浴であ
る。

三番目の吉良の湯（雲母ノ湯）これも子宝温泉と言われている。熱
泉で広さは二間三間、深さ七八尺、底に大小の石を敷き詰めている。

旅人小屋があり、大小二十あまりあって、規模は大黄な小屋で十四五
間から二十間、小さな小屋で四五間から七八間でかなり大きい、ここ
で着替えたり休憩をするのだらう。料金と管理人の有無の記載なし。

天寧寺の温泉、盤大山の温泉（磐梯山）、湯治俣の温泉、平方の温
泉、湯河渡の温泉、最後の温海の温泉は有名で日記に登場する。『近
世地方女流文芸拾遺』所収の「温海の記」³³の作者、出羽庄内鶴岡藩士
池田信の妻喜代井が天保十三年（一八四二）の八月から九月にかけて

温海へ湯治に出かけた。温泉内のごとは女性らしく柔らかな表現で到着すると「やがて着給へば、打つれてゆあみするに、終日のつかれ、いづちいにけんとおもふばかりなり」「明る朝まだきに湯あみし」大隅、月山、奈須、大丸、喜多、かれない、奥州と下町の界にて其間吉里ツ、隔て温泉六ヶ所に有と云、白川辺の人は多く此温泉へ行といふ「筆満可勢」の筆者、富本繁太夫は天保六年、七年と旅に出たときの様子。

二十六日、行先に川渡といへる温泉有る。名湯也。是にて湯治（川渡温泉の湯本）すべしと此方江趣、四十五文。

二十九日、然に宮野宿と申所の旅籠屋にて、森や孫三郎といへる入湯治致被居、隣座敷故懇意に成。

十月八日、此温泉へ来りし時は、（岩手郡雫石町繋温泉）雨天続と道甚悪敷、殊に難所の山みち也。此温泉にゴミあまた有る故、

ごみの湯といふ。疝気に名湯也。此湯に板がこひにて家根有る。

腰通りに、忝尺四方の穴切板有る。百姓農業の間ひ故、夥湯治に来る。然に此湯殊の外よこれし故ね皆打寄湯をかへんと迎唄をうたひ懸声杯するに、

十二月十三日、此日森田様同道して新茶屋といへるへ行。当所に湯治場有り。是へ行。日暮て舟場町須賀やといふ茶や江来る。

四月晦日、夫に付当所より一里たらぬ所に湯の浜といふ温泉場有り、八つ頃よりはえ行。湯宿工藤治郎左衛門方江着する。此所湯宿十四、五軒。浜辺にて殊の外景色よろし。又々湯の浜江かへ

る。（中略）上の湯元與兵衛といへる江着、供の仙蔵に所の女郎を出す。

一、金壹分 お鶴・初野茶代。 一、金壹分 湯治料

一、八十文 酒

一、貳百五十文 肴 一、三十文 ろうそく代

一、壹貫文 五人分旅籠

一、三百文 当所の湯女吉人、仙蔵へ出す。

湯の浜湯壺二ヶ所有り、湯壺九尺四方の圍をなし、一つは日向水のぬるき様也。又一つは少々あつく底深く地は砂也。湯つぽより

波打際迄は六、七軒はなれいる故、少々湯に塩気有る。当所より

七里程脇に温海といへる湯治場有り。是へは未不参なれとも評判

間に皆内湯にて、湯宿杯も余程家数有り、湯女杯も数多有りて、

克客人杯も夥出る庄内一の温泉地と言。尤高名也。又城下より一

里半程脇に田川といへる温泉有り。

「柝尾俣入湯二付入用并諸事覚書」安政二年（一八五五）この史料

は古志郡鼠島村（長岡市宮閑町）庄屋・中村宇左衛門の子、新平・政

次兄弟が安政二年七月から八月にかけて柝尾俣温泉で湯治を行った。

この当時、湯治へ行くことは二つの意味があった。一つは保養につと

めること、もう一つは体調が悪く（原因は不明だが、湯治により体調

をもどす）温泉で身体を癒すことだ。私達から見れば温泉に浸かりい

いように思うが、彼らからしてみると入院生活を送るようなものだ

と思う。とてもじゃないが悠長な気分ですすことではない筈である。

日記の始まりは、七月三日、到着後入湯する。

七月七日八入湯別而相きゝ候よし二付、七八度致入。温泉に入り体調が良く調子に乗って七八回も温泉に入った。

七月九日には二人とも調子が悪く

一、新平、政次とも少し心持悪し、昼後新平別而悪し、この日以降

文月十日には

一、新平昨日滝二打れ候処、今日八上逆候気味二付、入湯相休

む

同十一日にも、

一、新平、今日八上逆八引直り候へ共、腹中病募り、腹中塊り強く夜分寝苦し

調子が悪くなつたのは、「後越薬泉」によると、鑑定は小便は濃く、茶色で大便は秘結するとある。七月七日に日に七八度も入湯し、十一日には腹中に塊り強いのは温泉のせいか。

同十二日も調子が悪く

一、新平、腹中少々快方

同十三日と同十四日の記述はない。

七月十五日、一、新平、腹中不宜

同十六日、一、脚冷ル（名前は記載されていないが新平だと思われる）

ここから八月七日に帰国するまで体調不良を訴える記事はない。気になる費用だが、

三廻り分兩人場

一 吉貫六十六文 米代

一 一百四十文 薪油

貳貫七百文 座敷代

一 四十貳文 湯中油代

一 貳百廿六文 湯せん

一

貳百八十文 口入銭かり

一 五百五文 七月迄為通メ

メ 四貫九百五十九文

四貫五十五文

小間二口メ

都合

九貫拾四文

「吉人前四貫五百七文」三廻り分の費用としては安い、自宅から近い距離にあることから道中の費用がかからなかった。どこの温泉場にも注意事項がある。ここ栃尾俣温泉でも同様である。

湯壺之内禁書覚

一 大音 一 およき

一 湯はじき

一 女月水之内

一 不儀二して房色二たわむるゝ事

右五禁二洩候者者大勢えさまたけ二相成候間、当所をぬけ出すよしにて候

それにこの温泉は寛永七庚寅年には開湯していたのか十二か条の入

湯用心之覚も控えている。私達から見ても納得できる条文である。

湯女について

湯女については各種の日記や紀行文に書き留められている。どこそこの温泉は湯女が多いと言った噂話が出ると、その温泉場所を求めて客が集まる。温泉につきものと言っていい湯女に触れておきたい。佐藤康宏『湯女図』二〇一七年、筑摩書房、平凡社から出版された『湯女図』⁽⁵⁶⁾は、時を経て文庫本として出版された。筑摩書房の本より若干増補されている。ここで佐藤は湯女を「湯女とは何か。それは、江戸時代初頭に流行し、江戸幕府の最初の組織的な取り締まりの対象となった私娼である。」また、客観的に見れば、「一方で私娼（隠売女）を取り締まる禁令を繰り返しながら、遊女を三人までなら置くことを認めて風呂屋を保護するかのよう幕府の政策は、公娼制の趣旨からはまことに不徹底なものだった。これら一連の規制が湯女風呂に打撃を与えたとは思えない。」まったく、その通りである。『新潟県史』この中に「岩室温泉と湯女宿」⁽⁵⁷⁾という史料がある。文政九年二月岩室村湯宿の内十七軒の者へ演達の控によると

一寛政六酉年陰売女之義二付、従 公儀被 仰出候御触之趣、堅
相守渡世可致、湯女飯盛・下女平生衣類等売女体二不紛様致し
候

右の觸は売女のような衣類を湯女・飯盛下女などに着せないようにする。

一文化元子年被 仰渡之通り、入湯人賄之業を取失ひ、飯盛下女
猥二外江差出申間致候 事

文化元年には、入湯人の賄がなくなり、飯盛や下女を外に出さないようにする。

天保十年四月岩室村湯女宿十二軒の請書、この時の差上申御請書之事には、左記の史料に

入湯人有之、飯之給仕其外差支候二付、吉軒二両三人も湯女与唱
ひ下女召抱置、入湯人飯之給仕并二湯汲等為致候処

村内が極貧になり十二軒は難渋してしまっている。宝暦十一年中には村で相談して、渡世ができるように取極めをおこない。

其後拾弍軒之もの夫々湯女召抱、当時専渡世仕居候、然ル処右体
温泉場二而、内々飯売女を每家抱置、不取締故、悪党共入込

右のような状態になり、役所が糾明した上、「吉軒二湯女式人二限り差置、飯売女等二紛敷無之様、衣類木綿二限り、入湯人酒之相手等差出候儀相禁、旅籠屋看板差出し候儀不相成」

このように、湯女の件は、旅籠屋が窮乏した時の打開策として飯盛女を一軒につき二名まで認めているのと極めて似ている。

殿様の湯治

十八歳の時に姫路藩（十五万石）の家督を継いだ、酒井忠以が書き残した「玄武日記」⁽⁸⁾は、二十四歳に有馬温泉で湯治をした記録が残っている。忠以の湯治は安永七年三月十日から四月七日まで約一か月近く湯治をした。出発前日は、五半時裏付を着て居間に座る。二右衛門が人払いをして合田喜一郎が小学外篇を講義する。そして合田儀平が近思録を講義した。組の者弓鉄砲をご覧になり、火事行列もご覧になった。人数立ち方総体に宜しいとご満足であった。明日は暁七半時に出立との事

十一日はのし豆祝いをして卯の下刻出駕、東屋鋪門左右より内京口迄家中並居るが、町奉行、代官、道奉行、船奉行がつきそつ、山中新村にて野立（点）、三木町大庄屋十河与次太夫に止宿、七時過ぎなり

十二日には昨日同様に出発する。暁六半時過ぎに出興、有馬着は七時少し過ぎ、夜に暮・将棋をした。

十三日、将棋をする。七時過ぎに入湯、半過ぎに帰る。茶の湯をし、夜になり入湯、祝い側の者酒を遣わし、拳枕、柏子枕引、うでおし、すねおし、瓢箪角力、居角力の類、いろいろあり。

十四日、四時過ぎに湯へ来る、帰宅は半前也、直ぐに湯へ行く、帰宅は暮前、夜に入暮・将暮深更にいたって宴があった。

十五日、五半時に入湯、四前帰る。帰り道に町筋河原まで見物。薄茶立てる事、客十人よ也、八時過ぎに出宅して龜の尾の滝を見物して、それから頭楽亭に而例の通り酒宴を催した。これから七時に直ぐに入湯をする、帰宅は七半前也、将棋をする。

十六日、今日は風気で入湯はせず。

十七日、熱気は冷めたが入湯は見合わせることにした。

十八日、熱気は全快した。入湯は明日よりすると言う。書画があり、小鼓壱挺あり、将棋もある、香もある。夕飯と酒が出た。

十九日、不快もなくなり、今日は入湯し、四時にも入湯駕籠にて来て、四半時に帰宅する。八時に入湯、それから龜の尾の茶屋へ参り、例の通りの興也、それから七時過ぎに入湯をして帰宅。七時過ぎだったので十種香之記

二十日、五半時に入湯、帰宅は四時前也、終日画を認めていた。七時入湯、半前帰宅、詩作をする。

二十一日、五半時過ぎに入湯、尤も輿に乗って行く。帰宅は四時前也、茶の湯、阿弥陀堂へ行く。

二十二日、五半時過ぎに入湯し、帰宅は四時前になった。また、七時過ぎに入湯をして暮時に帰宅した。

二十三日、五半時に入湯をして四時前に帰宅した。八時に出宅し龜の尾へ参る、帰宅後かけ入湯、七半時に帰宅する。武者作が薄茶を立ち、暮・将棋わして、香会もあった。

二十四日、五半時過ぎに入湯、四時に帰宅する。彦三が薄茶を立て

る。七時に入湯、帰宅は暮時前也。有馬への湯治願を急に出し、主殿との・豊後とのより返書来る。

二十五日、四時に入湯、帰宅は四時半前、七時に入湯、帰宅は七時半前、暮・将棋をする。

二十六日、四時に入湯、帰宅は四時半過ぎ也、七時入湯、七時半前に帰宅する。

二十七日、四時入湯、武者作立ち。

二十八日、四時入湯、四時半前帰宅、鴻池善五郎、鴻池市兵衛、鴻池次兵衛の御目通り。八時過ぎ入湯、八時半に帰宅、鴻池善五郎へ紋付小袖を遣わす。茶会を催す。

二十九日、鼓か滝の画、五半時に入湯、四時前帰宅。九半時入湯、八時前帰宅、窓前に大神楽が来て様々な芸を見せた。

四月朔日、五半時入湯、四時前に帰宅、九半時に入湯、正八時に帰宅。暮・象暮（シャンチ）をして、六時に入湯、六時半に帰宅する。

二日、九つ前に入湯、それから阿弥陀堂で茶の湯、客は宇右衛門・阿三た防（坊カ）・道達

献立は

鱒 岩たけ 汁 しん菊 いろ付めし 大平 竹の子

くたき栗 生しい竹

坊風 あらめ

中酒 吸もの 長いもせん 吸物 長いも

梅ほし

肴 う二 香の物 ならつけ

青のり

口とり むくら・とうふ・にしめ・くり 茶 はつむかし

茶事畢而八時過入湯、帰宅半前 六半時入湯、帰宅五時前

三日、四時過ぎ入湯四半前に帰る。八時前入湯、それより一湯一覽亀のやへ行つたのはいつもの通り、暮時入湯、六場過ぎに帰宅、入湯数三十六度になった。

四日、明日出立に付、今日は湯に入らず。

五日、六時過ぎ輿に乗り出立する。摩耶の山中で初野立、十二滝、楠基（楠）を拜す。

六日、七時過ぎに出立、高砂の中沢喜衛門方へ暮々に着く。「明日左兵衛城下通り候二付使者可勤旨書付以市蔵・甚右衛門へ次渡りの事」

七日、五時前出立して帰る。殿様としてはゆっくりとした時間を過ごせた。

先触

先触とは、実態が解りにくいので精選版『日本国語大辞典』⁽⁵⁾を見る
と、次の意味があった。

室町時代から江戸時代にかけて武将、大名、官人、公家衆などの

旅行にあたり、前もって街道の宿駅に人馬の継立、休泊その他の手配をさせる通知書。五駅便覧―宝暦八年（一七五八）八月「五海道宿々人馬先触之儀に付、申上候書附」

右の意味があつたのは、理解できた。「八王子宿先触状控帳」がある。興味深い事項が見られる。この史料の表紙には、御先触、天保十三年七月朔日よりと認められ、いくつか抜き出してみる。

一 軽尻 壹疋

右者今般要用ニ付明後廿七日爰元出立ニ而江戸四ツ谷戒行寺迄

六月廿五日

甲州山梨郡休息村

廿七日布田 廿八日八王子

立正寺 役僧中

一人足 七人

一本馬 三疋

一 軽尻 壹疋

右者明廿八日信州出立江戸表迄

六月廿七日

諏訪因幡守内

山中三左衛門

朔日犬目 二日八王子

一 軽尻 壹疋

右者諏訪因幡守荷物明廿八日信州出立江戸迄

六月廿七日

諏訪因幡守内

山中三左衛門

朔日上ノ原 二日高井戸

一人足三人 宿かこ壹挺

両掛壹人

右者明七日暁七ツ時爰元村出立江戸迄

七月六日

志村又右衛門内

鶴田善兵衛

一本馬 壹疋

右者明七日暁七ツ時江戸表出立内藤新宿分甲府迄

七月六日

相撲年寄

二子山為右衛門

七日八王子 八日猿はし

一人足 三拾八人

一本馬 貳疋

一 軽尻 貳拾五疋

右者此度諏訪因幡江御預ケ人明後十一日江戸屋敷出立在所^(A)諏訪迄
道中六日積ニ而差出申候

御預人之義二候間宿々休泊等江入念候□存候右人馬無滞出之可給候若
又差宿懸り病人等有之宿駕籠人馬等入用候八、且又差出可給御印鑑壹
枚帳面壹冊宿割之者相渡可申候

一乘輕尻 壹疋

右者南澤源五郎要用二付明十八日暁出立信州片桐宿迄差越候間御定賃
錢受取之繼立并止宿馴之心添

七月十七日

鈴木長之助内

宮武又右工門

十八日八王子 十九日猿橋

一人足 輕尻之内

大阪 御城内江用向有之家来言人為差登申候於宿々御定之賃錢受

取之無相違差出

七月十八日

大小普井上遠江近守内

内藤十右衛門内

森井治郎兵衛

一人足 壹人 但兩掛壹荷

一同 貳人 宿駕籠用意

一輕尻 壹疋 用意

右者今般就要用二付明十八日出立江戸増上寺迄罷越候間宿々人馬

無遲滞

七月十七日

信州諏訪

貞松院役人

松下俊籠

廿日小仏 廿一日高井戸

一輕尻 壹疋

右者明廿八日内藤新宿出立甲州吉田迄

七月廿七日

富士恩師

大歴丸筑後

廿八日八王子

一長持 六棹 此人足貳拾五人

一輕尻 壹疋

外 人足貳人用意

右者松坂三郎左衛門家内引越二付書面之長持江才(幸)領已而相

添明廿八日明六ツ時甲府陣屋差立江戸迄差遣候条於宿々書面之人

足差出シ無遲滞繼立可申候且渡舟川越定儀文言

七月廿七日

松坂三郎左衛門手代

浅井豊助

八戸原十郎

廿八日駒飼 廿九日野田尻 卅日日野

控帳を見ても宿泊地が明記されず先触の役目を果たさないではないだろうか、それとも重要な役目故、宿泊地が解っているためか宿割人が印鑑と帳面を持っている。

一は、甲州街道を日本橋から上諏訪まで五十二里十三町余、約二百八キロメートル程ある。日本橋から甲州柳町まで約百四十キロメートルあつて、数日を要する。六月二十七日に甲州山梨郡休息村を出立するが、休息村は勝沼より北に入った村で、そこから江戸四ツ谷の戒行寺に行く。二十七日は布田に止宿、二十八日は八王子に止宿するのだが布田と八王子は逆に記載されている。勝沼と横山宿（八王子）の距離は七十九、五キロメートル、横山から布田（下布田として）まで二十一、六キロメートル、最終の四ツ谷は内藤新宿の近辺だから十三、七キロメートルで、もし、記述が間違ひであれば、休息村から布田まで約五十八キロメートルを歩いたことになる。この距離なら納得できる。

二は、二十八日に信州を出発して二十九日三十日の記載はない。きつちりしているといえ、『古事類苑』政治部四の駅伝上に「公務手当扱方」⁽¹⁾ 文久元辛酉年手扣がある。先触のよい例となる。上包には「同断、白木箱入、真田紐中結、管上書共図ノ如シ」

中綴目御役所押切印

函館奉行支配定役出役

先触

数内於菟太郎

御用

右の図のような体裁を取り、本文は左記のとおり。

覚

上下三人

一人足五人

内訳

引戸駕籠 壹挺

此人足三人

具足櫃 壹荷

此人足壹人

両掛 壹荷

此人足壹人

一本馬 壹疋

右者我等函館表江引越候二付、明十一日晝六時江戸出立、其筋通行致候條、得其意書面之人馬差出之御定之實錢請取之無遅滞継送渡船川越等之場所は、前後宿村申合、都而無差支様取計、且泊上吉人錢貳百文、帯刀以上錢百五拾文、下百貳拾五文昼賄は半旅籠之積相心得、一汁一菜之外、馳走ケ間敷儀致間敷、休泊之儀は、別紙之通相心得、宿一軒ツ、用意可致候此先触早々継立於、函館御役所江可差出候以上

西十一月九日

函館奉行支配定役出役

藪内於菟太郎印

覚

藪内於菟太郎

上下三人

日光道中千住宿分奥州道中筋

佐井浦夫分函館迄

一人足 四人

右宿村 役人

一馬 式疋

休 泊

月日附

千住

草加

粕壁

幸手○ 中略

右之通

函館へ引つ越しのため、十一月十一日に曉六時に江戸を出て、通行

の際、人馬を御定賃銭での支払い、遅滞なく継ぎ送りして、渡船や川越がある場所は自然に対応すべく、前後宿の村で話し合いをして問題なく通行できるようにして、宿泊に関しては、銭二百文、帯刀以上が銭百五十文、下は百二十五文、昼の賄についても一汁一菜でよく、馳走を振舞うようなことはせずともよい。質素に勤めること、休泊については省略されているが、函館までの休泊地が明記されている。書いてなければ先触の意味がない。また、同人が函館から江戸に向かった折の追觸の写しを引用する。

「公務手当向扱方」⁽⁶²⁾ 慶応元年、通行之節川留ニテ追觸写

右は我等出府之處、奥州衣川出水、通行止二而仙台領前澤宿滞留罷在候處、明十九日六ツ時、爰許出立、其筋致通行候條得其意書面之人馬無遲滞差出之賃銭旅籠代、并渡船川越等有之場所、前先觸面之通、都而無差支様可取計候、且又休泊之儀別紙○ 別紙略之通相心得宿言軒ツ、可致用意候、此追觸早々継送り、千住宿二至り、江戸本郷御弓町内藤肥後守能勢房五郎宅江可相届候以上

丑七月十八日

函館奉行支配定役

藪内於菟太郎印

仙台領前澤宿分奥州道中日光道中千住宿迄

右宿村 役人中

先触に係する項目は、『宿場と街道』⁽⁶³⁾ に先触の特質が書かれている。「先触を出しての旅は、それに相応した人物であつて」業務の大変さは「こうした先触は毎日何通もくるが、各宿の間屋場では、それを集計して、通過時刻の見当をつけて、それに合わせて人馬を集めなければならぬ。」先触を送る人足も遅れることは絶対あつてはなら

ないことである。宿場の問屋場、通行する人物に大きな迷惑を及ぼすことになる。「先触繼立人足喧嘩一件」⁽⁶⁴⁾の経緯は前代未聞の不祥事としか言いよつがない。喧嘩の発端は、左記の通り。

同人方徳三郎へ御先触言通猶又切石宿方之箱二入風呂敷二包ミ相渡候二付背負百姓長十儀者用意提燈手掛二而賑ひ同様背負兩人とも七ツ半時過歟沢宿江繼立候途中西嶋村地内字岩崎与唱候所安右工門家之前通候節同人軒端二相手五人其外楠甫村運四郎好右工門太兵衛市右工門市兵衛定兵衛儀右工門都合拾式人之もの休足いたし居候前を長十義八少し先二立駈与挨拶いたし通行仕候処跡分罷通候徳三郎儀八小声二而致挨拶間兼候故哉人前無言二而罷通候者畜生哉杯与悪口申候二付めくらか与口答いたし候間増右工門儀不当二後口分取掛徳三郎首二掛居候御先触風呂敷包共引倒シ同人仰向二相成候所を源右工門重立かつき棒を由蔵喜代兵衛安右工門一同二而打擲二および徳三郎額イ江沓ケ所頭上右之方二沓ケ所為瘍負且又起上り候節増右工門儀者刃物を以後口髪之内江当時見受候而茂凡式寸計之瘍沓ケ所為負候所者之内運四郎儀者増右工門を抱受其外六人之もの共取支呉候二付一命者相助申候

簡単に経緯を説明する。富小路殿内の中野左京が七日期に身延山を出立して夜に歟沢の旅籠に行く予定であった。徳三郎と百姓の長十が歟沢へ行く途中西嶋村にある岩崎辺りの安右工門家の軒端で十二人程

休憩をしている。その前を通る節、長十は少し先で挨拶をしたが後から来た徳三郎の声が小さく、聞こえず無言で通つた為に「畜生・盲目か」と悪口をいい、増右工門が後ろから徳三郎の首に掛けていた御先触風呂敷包共引き倒し、更にかつき棒で三人で徳三郎を打ち据えた。徳三郎は額に一か所、頭の右にも一か所の傷があつた。徳三郎が起き上るときに安右工門が刃物で後ろの髪付近に二寸の傷を負わせた。内済をせずに出訴を選択した。その結果は左記に示す。

御用筋之儀者宿場二不限間之村々二而茂同様大切二相弁居其時々小前之者江申聞置候得者御用状并御荷物繼立人馬二八道筋二而行合候共侍人寄通行いたし候儀者私共両村二不限村々一統厚相心得罷在候儀故御用人足江対し不当申掛候儀者前代未聞二奉存候何卒格別之御威光ヲ以蔽重御吟味被来下置以来御用人足江対し不法之儀等無之尚又人足二おいても佞令御用二候共言訳ケ間敷儀無之御用御差支不相成大切二相勤候様被 仰付被下置度奉願上候
八代郡楠甫村
嘉永元年八月 巨摩郡西嶋村

御用筋は宿場に限らず村々においても大切なことだから小前の者に申し聞かせなさい。御用人足に對し不当な言掛りは前代未聞で、厳しい吟味をしてほしい。御用人足に對し不法をなくし、人足に對しても御用とはいえない訳をせず、御用に差し支えなく勤めなさい。

なんとも歯切れの悪い結末であった。

注

- (1) 多治比郁夫・日野龍夫編輯『校本難波丸綱目』(安永版「難波丸綱目」)中尾松泉堂、一九七七年
- (2) 注(1)に同じ(延享版「改正増補難波丸綱目」)
- (3) 小学館国語辞典編集部、精選版『日本国語大辞典』小学館、二〇〇六年
- (4) 長谷川時雨『旧聞日本橋』岡倉書房、一九三五年
- (5) 宮本常一『日本の宿』八坂書房、二〇〇六年
- (6) 児玉幸多『宿場と街道』東京美術、一九九一年
- (7) 石井良助編『徳川禁令考』前集第六、創文社、一九七八年
- (8) 今野信雄『江戸の旅』岩波書店、一九八六年
- (9) 大阪市役所蔵版『大阪市史』巻三、清文堂、一九七九年
- (10) 本庄市『本庄市史』Ⅳ(今野於以登「参宮道中諸日記」文久二年)一九八八年
- (11) 甲府市史編さん委員会『甲府市史』史料編、第三巻、近世Ⅱ、甲府市役所、一九八七年
- (12) 注(11)に同じ
- (13) 注(11)に同じ
- (14) 注(11)に同じ
- (15) 山梨県立図書館、甲州文庫「旅籠屋宿取届綴」
- (16) 山梨県立図書館、甲州文庫「宿外町々にて旅宿禁止仰付方願書」
- (17) 注(11)に同じ
- (18) 山梨県立図書館、甲州文庫「旅籠屋儀定取極連印帳」
- (19) 金井好道編(栗原順庵「伊勢金比羅参宮日記」)金井好道、一九七八年
- (20) 日本随筆大成編集部『日本随筆大成』(滝沢馬琴「旅泊概略」)吉川弘文館、一九二七年
- (21) 伊勢崎市編集『伊勢崎市史』資料編3近世Ⅲ(栗原似鳩「信濃紀行」)伊勢崎市発行、一九八六年
- (22) 注(3)に同じ
- (23) 物流博物館「飛脚問屋嶋屋佐右衛門日記の世界」公益財団法人利用運送振興会二〇一七年
- (24) 近世文学書誌研究会編『近世文学資料類從』古俳諧編29(「大阪檀林桜千句」第七、延宝六年)勉誠社、一九七六年
- (25) 鈴木勝忠校訂『雑俳集成』二、東洋書院、一九八四年
- (26) 注(3)に同じ
- (27) 鳥越文蔵他校注・訳者『近松門左衛門集1』(近松門左衛門「冥途の飛脚」)小学館、二〇〇三年
- (28) 注(2)に同じ
- (29) 東京女子大学附属比較文化研究所編『東京女子大学附属比較文化研究所紀要』19(「定飛脚問屋の公許」宇野脩平)東京女子大学
- (30) 注(27)に同じ
- (31) 注(9)に同じ
- (32) 近世史料研究会編『江戸町觸集成』第五巻、塙書房、一九九六年
- (33) 神宮司庁『古事類苑』政治部四、神宮司庁、一九〇九年
- (34) 物流博物館「物流博物館ニューズ13」企画展 館蔵資料展「旅籠屋の持ち物入れ」
- (35) 山梨県立博物館、甲州文庫「加州小間物旅商人より上粟生野村定宿主人等へかかる商い荷盗難につき訴状」
- (36) 山梨県立博物館、甲州文庫「上粟生野村定宿にて旅商い荷盗難一件熟談内済につき済口証文」
- (37) 山梨県立博物館、甲州文庫「上粟生野村定宿にて旅商い荷盗難一件帰国路金取斗い方等趣段書」
- (38) 山梨県立図書館、甲州文庫「柳町旅籠屋取締日記」

- (39) 竹内利美・原口虎雄・宮堅常一編『日本庶民生活史料集成』第二十卷(「伊勢参宮献立道中記」)三一書房、一九七二年
- (40) 室松岩雄編『類聚近世風俗志』(喜田川守貞「類聚近世風俗志」一九二七年)榎本書房
- (41) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第一、清文堂、一九七八年
- (42) 編集委員代表谷川健一『日本庶民生活史料集成』第二卷(「日本九峰修行日記」)三一書房、一九六九年
- (43) 編集委員代表谷川健一『日本庶民生活史料集成』第二十卷(「筑紫紀行」)卷七)三一書房、一九七二年
- (44) 編集委員代表谷川健一『日本庶民生活史料集成』第十二卷(本富安四郎「薩摩見聞記」)三一書房、一九八八年
- (45) 三田村鳶魚編『鼠璞十種』下巻、一九七八年、中央公論社
- (46) 阿岸祐幸『温泉と健康』岩波書店、二〇〇九年
- (47) 野島出帆、真水淳、今泉省三編『越佐叢書』第五巻(小村英庵「後越葉泉」)一九七四年
- (48) 仙台市史編さん委員会『仙台市史』近世3通史編、仙台市、二〇〇四年
- (49) 大藤時彦編『東遊雜記』(古川古松軒「東遊雜記」)平凡社、一九七〇年
- (50) 訳者、内田武志・宮本常一『菅江真澄遊覽記』1、平凡社、一九六六年、
- (51) 長岡市立中央図書館文書資料室編『江戸時代の旅と旅日記1』長岡市史双書No.54(「陸奥の編笠」下巻)長岡市立中央図書館文書資料室、二〇一五年
- (52) 注(47)に同じ
- (53) 前田淑『近世地方女流文芸拾遺』(「温海の記」)弦書房、二〇〇五年
- (54) 竹内利美、森喜兵衛、宮本常一編『日本庶民生活史料集成』第三巻(「筆満可勢」)三一書房、一九六九年
- (55) 長岡市立中央図書館文書資料室編『江戸時代の旅と旅日記1』長岡市史双書No.53(「栃尾俣入湯二付入用并諸事覚書」安政二年)長岡市立中央図書館文書資料室、二〇一四年
- (56) 佐藤康宏『湯女図』筑摩書房、二〇一七年
- (57) 新潟県編『新潟県史』資料編8近世三、下巻編(「二岩室温泉と湯女宿」)新潟県、一九八〇年
- (58) 姫路市史編集専門委員会編『姫路市史』第十一巻、史料編、近世3(「酒井忠以有馬温泉湯治」)姫路市一九九九年
- (59) 注(3)に同じ
- (60) 山梨県立図書館、甲州文庫「八王子宿先触状控帳」
- (61) 注(33)に同じ(「公務手当向扱方」文久元年)
- (62) 注(33)に同じ(「公務手当向扱方」慶応元年)
- (63) 児玉幸多『宿場と街道』東京美術、一九九一年
- (64) 山梨県立図書館、甲州文庫「先触継立人足喧嘩一件」